

平成27年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成27年9月9日（第2日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 川崎一平 | 11番 | 井崎好信 |
| 2番 | 前田弘次郎 | 12番 | 大串弘昭 |
| 3番 | 溝口誠 | 13番 | 内野さよ子 |
| 4番 | 大串武次 | 14番 | 西山清則 |
| 5番 | 吉岡英允 | 15番 | 岩永英毅 |
| 7番 | 草場祥則 | 16番 | 溝上良夫 |
| 8番 | 片渕栄二郎 | 17番 | 久原房義 |
| 9番 | 久原久男 | 18番 | 白武悟 |
| 10番 | 秀島和善 | | |

2. 欠席議員は次のとおりである。

6番 片渕 彰

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|-----------|--------|
| 町 長 | 田島健一 | 副町長 | 百武和義 |
| 教育長 | 江口武好 | 総務課長 | 本山隆也 |
| 企画財政課長 | 片渕克也 | 税務課長 | 吉原拓海 |
| 住民課長 | 渕上隆文 | 保健福祉課長 | 井崎直樹 |
| 長寿社会課長 | 片渕敏久 | 生活環境課長 | 門田藤信 |
| 水道課長 | 山口弘法 | 下水道課長 | 堤正久 |
| 産業課長 | 鶴崎俊昭 | 6次産業専門監 | 矢川又弘 |
| 農村整備課長 | 大串靖弘 | 建設課長 | 荒木安雄 |
| 会計管理者 | 小池武敏 | 学校教育課長 | 小川豊年 |
| 生涯学習課長 | 松尾裕哉 | 農業委員会事務局長 | 一ノ瀬美佐子 |
| 保険専門監 | 門田和昭 | 主任指導主事 | 白濱正博 |

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 吉岡正博
議事係長 久原雅紀
議事係書記 香月良郎

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 片渕栄二郎議員

1. 空き家（危険家屋）対策の現状について
2. 白石農業の振興について

2. 内野さよ子議員

1. 白石平野の水資源の歴史について
2. 国民健康保険の運営の健全化について

3. 前田弘次郎議員

1. 道の駅基本計画の進捗状況について
2. 教育環境の充実について
3. 結婚推進対策の現状について

4. 秀島和善議員

1. 来年夏の参議院選挙で実施される18歳以上の選挙権について
2. 小学生・中学生の不登校児童への働きかけについて
3. 学童保育所の充実と指導員の待遇改善について
4. 集団的自衛権行使のための安保関連法案の廃案を求めることについて
5. 戦争の地ならしのための佐賀空港へのオスプレイ配備は反対するべきではないか

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、西山清則議員、岩永英毅議員の両名を指名します。

日程第2

○白武 悟議長

これより一般質問を行います。
本日の通告者は4人です。
順次発言を許します。片渕栄二郎議員。

○片渕栄二郎議員

おはようございます。
議長の許可を得ましたので、9月議会、トップバッターで一般質問を行いたいと思います。
また、先月熊本県に上陸いたしました台風15号、そしてきょうは東海地方に18号が上陸をもうこの時間ですからしているかと思っております。風、また大雨に対する多大な被害が出ておるところでございます。これらの方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願い、一般質問に入らせていただきます。
今日は、一般質問、大きく2項目について質問をいたしたいと思っております。
まず、空き家対策の現状についてというようなことでお尋ねをいたしております。
空き家対策に対する今までの町の取り組みについてまずお尋ねをいたします。

○田島健一町長

片渕議員の空き家対策のこれまでの町の取り組み状況等についての御質問でございます。
空家等対策の推進に関する特別措置法が、ことし5月に全面施行されました。本町の空き家対策につきましては、平成24年から佐賀県の西部地区空き家対策協議会を立ち上げて、県西部の8市町で空き家等の対策について検討、協議をしているところでございます。そこでの議論や先進地の取り組みを参考にして、平成24年12月21日に白石町空き家等の適正管理に関する条例を制定し、対策に取り組んでるところでございます。空家等対策特別措置法では、適正管理の責任は所有者等と明記してありますので、所有者等に呼びかけ、促進を進めております。しかし、対応困難な案件につきましては、町としてどう取り組んでいくのか、例規上の問題、財政的問題から検討を進めるとともに、白石町内の関係する専門家や事業者の皆様との協力や補助事業の活用など、担当及び町内関係各課で検討しているところでございます。
詳細個別につきましては、おのおの課長より答弁をさせていただきます。

○片渕栄二郎議員

まず、本町における空き家の数、そして空き家の率をお尋ねしたいと思います。

○本山隆也総務課長

ただいまの御質問、本町におきます空き家の数と空き家率でございます。
平成24年にさかのぼりますけれども、7月から8月にかけて、駐在員様に御協力い

ただき、空き家調査をいたしております。転居、それから転出、長期入院等の理由によりまして、空き家の数は町内で221軒という集計が出ていたところでありまして。また、空き家率につきましては、空き家の数を住居数で割ったものでありまして、空き家数221軒を調査年でありまして平成24年の住居数7,519軒で割りました2.94%になります。

参考まででございますけれども、平成25年国の住宅・土地調査におきましては空き家数を580戸と想定され、住宅数を8,111で割りまして、7.1%という少し大きな数字になっております。これは、調査のやり方が白石町の実数とは違いまして、坪刈り方式と申しますか、ある指定された住居の空き家を確認いたしまして、それを全世帯に割り返した調査というのが国の調査方法であります。ここにちょっと差異は生じますけれども、このように認識しているところでありまして。

以上です。

○片渕栄二郎議員

24年から25年にかけて、空き家率が大幅、5%程度ふえているのが現状のようでございます。

そこで、2つ目にお尋ねをいたしております空家対策の特別措置法について、これは今年5月に全面施行がなされたが、一部施行との違いをお願いしたいと思います。

○本山隆也総務課長

議員おっしゃいますとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法、空家特措法が全面施行という言い方をなされております。町長も申されましたとおり、施行期日の中で、この空家特措法第9条に2項から5項までをこの6カ月を超えない範囲内において政令で定める日となったところでありまして。この内容につきましては、市町村の立入調査、市町村の権限の部分に関するものでありまして、立ち入り権、あるいは勧告、退去命令などの市町村権限に及ぶ部分をその後の施行ということで、一部施行、あるいは全面施行という変えた言い方をなされているものと認識しております。

以上であります。

○片渕栄二郎議員

全面施行がなされて、市町村の立入調査ができるようになったというようなことでございます。そういったことで、この全面施行がなされた後、本町としてはそういった立入調査等はなされたかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○本山隆也総務課長

庁舎内の対策の中で、検討委員会を立ち上げたところでありまして。空き家等対策検討委員会、副町長を先頭にいたしまして、総務課長、企画財政課長、税務課長、生活環境課長、建設課長、それから学校教育課長、関係課長が庁舎内に立ち上げまして、この空き家対策問題について協議いたしました。そしてまた、この全面施行後、判定という部分もございまして、新たに建設協会の代表の方を入れていただきまして、さ

らに強化いたしまして、そしてその中で特に危険度の高い空き家につきまして、協議ばかりではなく判定という部分に着手いたしました。その中には、基礎がどうか、また外壁、土台、それから屋根はどうかという中をその一級建築関係の方と判定基準に基づき判定いたしまして、現在1軒について立ち入って調査をしたところであります。

以上であります。

○片渕栄二郎議員

全面施行以来、町内1軒について立入調査をやったということですが、その立ち入りをされて、結果はどのようなになっていたのか。

○本山隆也総務課長

建築の専門家の皆さんを踏まえたところで、この判定基準によります評点表、それを皆様から聴取いたしまして集計した結果、全ての判定員がこの調査については除去が必要という判定をされ、これに基づき、所有者等と検討に入ったところであります。

以上であります。

○片渕栄二郎議員

判定の結果、取り壊しをするのが当然であるというような判定が出たということでございますけれども、所有者とももう話し合いに入ったということでございます。その後所有者からの反応はどのようなものであったのか、その辺をお尋ねをいたします。

○本山隆也総務課長

現在その場所につきましても非常に有効活用のできる場所なのか、それを更地にする場合の費用、それから更地にした場合の税率と申しますか固定資産の関係、それから活用方法を非常に難しい面もございます。現在、繰り返しになりますが、町内の解体業者の方との見積もり等を取りまして、解体に向けて所有者の方と協議しているところあります。こういった事例につきましては、現在45件、町内で相談がっております。なかなかそのただいま申しますように、解体の費用も敷地面積が多くなり、また建物の状況、雑木などの除去についても大変経費のかかる場所あります。坪単価も上がってまいります。その費用の応分の仕方、それからまたその後の固定資産の関係、そしてその土地の行方など、大変多くの困難を抱えておりますので、今後も所有者の方を検討、協議してまいりたいと思っております。

○片渕栄二郎議員

所有者とのなるだけ和解ができるような形で、話し合いを進めていただきたいものだと思っております。

次に、3番目の特定空き家の判定基準についてお尋ねをいたします。

○本山隆也総務課長

特定空き家の判定基準であります。

行政代執行などの行政処分や空き家除去を推進するための補助金交付等のため、建築士を交えた検討委員会で、国土交通省で作成されました判定の手引がございます。これを参照にいたしまして、先ほどちょっと触れましたけれども、白石町の特定空き家、これが危険空き家等を指すものでありますけれども、その判定基準をもとに今年の7月に作成したところであります。

また、皆さんも御承知かもわかりませんが、佐賀県の市長会から、この判定について統一基準をつくれぬのか、市町独自ではなくて、統一基準をつくれぬのかという要望もなされております。当面はこの白石町の判定基準にのっとり、空き家対策を進めていくこととなりますけれども、統一基準が出た場合は再度見直し、その際は本町が参照した国の手引書に近い基準になるのではないかと考えているところであります。

また、その判定の各項目につきましては、先ほど申しました立ち入りまして目視によって判定できる項目、基礎である部分、あるいは外壁の部分、あるいは土台、柱、はり、それから外壁、屋根などについて、各表を設けまして評点いたします。そして、その危険度について決定いたしまして、評定するものであります。

以上であります。

○片渕栄二郎議員

判定基準として、基礎や外壁等が判断基準になるというようなことでございますけれども、立ち木が枯れて、そして折れて、台風等で近隣に多量のごみとなって飛び散るとか、そしてごみ等の放置で悪臭がするようなことも、その判定基準の中にはめ込んでとは私自身思いますけれども、その辺はどのように町としてはお考えを持たれておるのか。

○本山隆也総務課長

この判定につきましては、住宅の不良度という基準であります。家屋の不良度、危険度という基準でありますので、そういった雑木、雑木等、またごみになった部分については、現在のところ基準にない状況であります。しかし、住民の皆様からの申し出と申しますのは、家屋の倒壊もさることながら、その周りにいらっしゃる方の安全・安心、例えば蚊が多くなるとか、先ほど議員おっしゃりましたごみ等が台風等によって近所に迷惑をかけないとか、空き家とはまた別の次元での安全・安心に対する不安もいらっしゃいます。総務課だけでは、この空き家という部分だけでは対処し切れない部分がございます。ですので、生活環境の部分、あるいは建築の部分、あるいはそれを生かす企画財政の部分、そしてまた土地であります固定資産の部分等、総合的な住民の皆様からの要望に対する対応が必要になってまいりますので、今の段階ではまだ対処し切れない部分がございますけれども、個別にその部分については生活環境課お願いしますというふうな対応をとって、なるべく住民の皆様への要請に応えられるような対応を現在個別にとっているところであります。

以上でございます。

○片渕栄二郎議員

昨年だったと思いますけれども、今議会で各老人会なり、あるいは婦人会等に出向いて議会の出前講座をやっておりますが、ちょうど昨年須古の馬洗地区にお邪魔をいたした中で、老人会の会員さんから特に樹木の折れて隣近所に散乱してるといのが出されたわけでございます。そういったことで、私たちもそれは町のほうにちゃんと申しておきますのでということでその場を帰ったわけでございますが、隣近所の町民の皆さん方は非常に困っておられますので、その辺も生活環境課と交えて、ぜひとも解決をしていただければと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○本山隆也総務課長

先ほど私も申し上げました現在四十数件の御連絡、空き家にかかわらず、そういった道路に敷地内から、無人という場合もありますし、時々しかその実家に帰れない遠くの親戚の方もございまして、無人と見られない場合もございまして。それぞれの個々のさまざまな状況に関して、優先順位こそ少しずれる場合もございましてけれども、危険度の高い、あるいは住民様への迷惑度の高い部分から、総合的な取り組みはできておりませんが、個々に取り組みながら、全体的な解消になるべく検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○門田藤信生活環境課長

議員おっしゃいますように、樹木等あるいは雑木等の周辺の地域への環境、それから近所等へのそういった御迷惑がかかっているということで、この検討委員会の中でもそういったことで議題等は上がっているところでございます。平成26年度において、生活環境課所管のそういった空き家対策における雑木あるいは雑草、そういったものの繁茂によって周辺の近隣等への住宅へのそういった申し出と申しますか、あっておりますのが、平成26年度が8件あっております。その中で、処置が、処理が終了したものについては一応3件ということで、この中身についてはうちのほうで現場を確認をいたしまして、所有者等への連絡をいたして通知、あるいはそういったことでお電話で対応をして、処置がなされたというふうに思っております。平成27年度においても3件今のところ上がっておりますけれども、その中で処置が完了したものについては2件ということで、これについても雑草あるいは雑木等について町道あるいは近隣の方への敷地へ、そういったところで被害というか申し出があっておりますけれども、そういった中で、今後もなるだけそういった所有者の方を中心に対応をして、今後十分に周知等を行いながら、していきたいというふうに思っています。

○片渕栄二郎議員

次は、4番目になりますが、住宅用地の税制上の特例が空き家放置につながっていないかというようなことで質問をいたしております。このことについてお願いした

いと思います。

○吉原拓海税務課長

税制上の特例というふうなことでございますので、税務課のほうからお答えしたいと思えます。

まず、土地に対する固定資産税につきましては、住宅やアパート等の敷地に利用されている住宅用地については特例措置がございます。また、税金については、軽減がされております。内容につきましては、住宅やアパート等の敷地の中で200平方メートル以内、以下の部分ですね、これは小規模住宅用地と言いますけど、その分については評価額の6分の1というふうなことで計算いたします。200平方メートルを超える部分、これ一般住宅用地と申しておりますけど、それについては評価額の3分の1というふうなことで課税標準額を計算いたしまして、それぞれ計算したものを合計いたしました課税標準額に1.4%を乗じて、固定資産税が算出されるようになっております。

ここで、空き家がある場合の固定資産税と取り壊しをした場合の固定資産税について幾つか例を出しながら説明をしたいと思えます。

白石町の住宅地の平均を約400平方メートルというふうなことで平均的に仮定いたしまして、住宅用地の特例を適用した場合の固定資産税と特例を適用しない場合の固定資産税を比較してみますと、町内で一番高いところで評価額が2万円というふうなことでござっております。これは白石地域中心街の国道207号線沿いになりますけど、その場合、住宅地の特例を適用した場合の固定資産税、土地ですけど、2万7,900円となります。それを家屋を壊して雑種地というふうなことで更地にして評価すれば、固定資産税が7万8,400円、約2.81倍、5,500円ぐらいの増加になります。

また、一番評価額が低いところ、これにつきましては一番、もう要するにガタベタあたりになりますけど、そこら辺につきましては平米当たり3,200円というふうな評価額になっております。これについての固定資産税額は4,400円から1万2,500円、これも2.84倍ということで、8,100円ほど上がるようになります。

また、平均というふうなことでとりますと、約8,000円ぐらいが平均ではないかなと私も思っております。その場合も1万1,100円から3万1,300円というふうなことで、約2.82倍、2万100円ほどが上がるというふうなことでござっております。

また、空き家、家屋についても固定資産税がかかっております。これも白石町の平均家屋の住宅を40坪ぐらいが平均ぐらいというふうなことで仮定して、築30年以上がもう特定空き家、危険住宅あたりになるかなというふうなことで判断、仮定をしますと、家屋の固定資産税は約3万1,000円ぐらいになります。当然家屋を取り壊した場合は更地になりますので、家屋の固定資産税は0円というふうなことになるわけです。

以上のことから、土地の固定資産税は当然3倍近く上昇いたしますが、家屋の固定資産税がなくなることを考えますと、必ずしも住宅地の税制上の特例が空き家の放置につながっているというふうなことには考えにくいというふうなことでは思っております。毎年盆とか正月に遠くの方が帰ってこられて、空き家にすればというふうなことで、税金の相談に来られます。そういう場合にも、こういうことを御説明いたします

と、ああ、そのくらいかというふうな、税金のこのくらいふえます、減りますという話をいたしますと、ああ、そのくらいかというふうな判断で帰っておられますので、特に白石町の場合は住宅地の特例が空き家の放置につながっていないのではないかと、いうふうなことで、税務課のほうでは考えてるところです。

以上です。

○片渕栄二郎議員

今税務課長のほうから詳細にわたっての答弁を受けましたけれど、私、空き家を壊せば6倍近くになるのではないかなという考えを持っておりましたので、それで税制上の優遇措置のために空き家放置がつながってるんじゃないかなという考えを持っておりました。しかしながら、今課長の答弁を聞いてみますと、6倍どころか2.18倍ぐらいの税率になるというふうなことでございましたので、ただ何といても先ほど課長の答弁の中にもありましたように、家主さんが相談に来られて、そのくらいかというふうな考えを言われたというふうなことで、もしかしたらそのくらい、壊した場合の税率2.18倍ぐらいだったら、それなら壊すのに多大な費用をかけんでそのままとくよというふうな考えが自然にわいてくるんじゃないかなという気もいたしております。そういったことは今後十分に検討を重ねていただいて、この空き家放置が1軒でも減るようにお願いをしておきたいと思っております。

また、先ほど総務課長の答弁の中に、町が立ち入りができるというふうなことを答弁いただきました。そういったことで勧告等を受けた物件についてはこの優遇措置は受けられるのかどうか、その辺をお尋ねをしたいと思っております。

○本山隆也総務課長

法律に関する勧告であります。ですので、その町が勧告したところに優遇ができるのかという部分に入ってくると思っております。現在その件に関しては十分に確定といえますか、まだ協議中であります。ぜひはっきりさせまして、そこの部分については決定してまいりたいと思っております。今税務課長も答弁がございましたけれども、我々総務課といたしましても、今議会を出しております補助金の緩和であります。現在非課税世帯のみに補助金の交付要綱としておりましたものを非課税世帯の方ばかりでなく、課税世帯にもその補助が及び、多くの皆さんが空き家に関して整備ができるように今議会でも、59万9,000円という費用ではありますけれども、上程いたしまして、環境の安全・安心に取り組んでまいりたいと思っております。

また、追加になりますけれども、先ほど1軒について立ち入りいたしました現状につきましても、解体業者さんについても選考に入りまして、そういう状況でございます。

また、当初に答弁いたしておりました一部施行の部分でございますけれども、私、条文が第9条のみを申しましたけれども、第14条、第15条に及ぶ市町村の権限の部分であります。これについては、過料を科すという部分も入っております。

以上であります。

○片渕栄二郎議員

今、命令違反等に対しては過料を科すというような答弁がございました。その過料についてですが、どの程度の過料を科されるのか。

○本山隆也総務課長

先ほど来の全面施行になりました法律第16条において、市町村の命令違反したものについては50万円以下の過料に科すというふうになっております。また、立入調査を拒み続け、あるいは忌避した者については、20万円以下の過料に処すということが法律上明記されているところであります。

以上であります。

○片渕栄二郎議員

今後もこの空き家は多分ふえてくるものだと思っております。その中で、優良な中古住宅もふえてまいるかと思って、こうした物件の有効活用も、ぜひとも町としては取り組んでいただきたいものだと思っております。

それでは続きまして、第2項の白石農業の振興についてというなことでお尋ねをいたします。

1つ目が、農業における国、県、農業団体との連携強化が掲げられているが、本町と佐賀県農業試験研究センター白石分場との連携内容についてお尋ねをいたしたいと思えます。

本町におかれましては、県の普及センターや農業団体、いわゆるJA、農業共済組合との連携は密にされておりますけれども、今まで私が議員になってから8年目に入りますけれども、白石分場との連携等の答弁を聞いたことが一切なかったものですから、きょうこの白石分場についての質問をいたしておるところでございます。

白石分場は、昭和58年4月に発足をいたしております。以来、32カ年が経過をいたしておるところでございます。当初は、干拓地の畑作営農技術や廃合地の重粘土水田における野菜の生産安定と品質改善技術の確立のために発足したものだと思っております。特に、白石タマネギの規模拡大に対応した生産安定の開発は、北海道タマネギの機械化一貫体系のミニ版とも言っても過言ではなかろうかと思っておるところでございます。白石タマネギの省力機械化体系が確立したのでありますが、タマネギの一大産地になったのも、白石分場の大きな貢献があったからだとは私は認識をいたしておるところでございます。そういったことで、この白石分場とのかかわりはどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○鶴崎俊昭産業課長

議員の御質問でございます佐賀県農業試験研究センター白石分場との連携ということでございます。

今議員がおっしゃいましたように、昭和58年に設立をされ、お話の中に出てきました業務を実際行ってこられて、白石タマネギには大変貢献をされていると私も認識をしておるところでございます。先日白石分場を尋ねまして、分場長さんとお話をして

まいりました。分場長さんも、町の一般質問で質問が出るのは私も初めてだということで、どういうことをお聞きになるのか、自分も大変興味あるし、叱咤激励の意味もあるのかなということはおっしゃっておいりました。今業務いろいろおっしゃいましたけども、その具体的には、お聞きしたところ、現在はタマネギへの新肥料の適用性の試験、それからタマネギの新品種試験、除草剤の適用試験、夏まき冬採りタマネギの技術開発、そしてべと病等に対応した生産技術の開発ということに携わっているということでございました。また、過去におきましては、赤タマネギやレンコンの品種開発育成というものにも携わったということで、また農家との直接のかかわりでは、直接持ち込まれました土壌や水質の検査も若干行っているというようなお話でございました。

御質問の連携の件でございますが、今までの連携といたしましては、町の農業関係の機関で組織をしております農業技術連絡協議会のメンバーでもあり、それから園芸担当者会議というようなものもメンバーに入らせていただいております。今回の補正予算にも計上し、お願いをしておりますが、タマネギ関係を中心にした野菜病虫害防除、残渣処理推進協議会や地域資源循環型土づくり推進協議会、これも地力が衰えてという現状がありますので、それに対応する協議会というものを立ち上げたいと、補正も今回お願いをしております。その構成メンバーとして予定をしているところでございます。とにかく専門的な知識、技術につきましては、白石分場のいろいろ御協力をいただきながら、農業の振興に寄与してまいりたいと考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議員

ちょうど10年ほど前になるかと思えますけれども、白石分場がJAで言えば南明支所管内になるわけでございます。そういったことで、二、三年、白石分場の稲刈りを、ちょうどJAのほうから稲を刈ってくれというような申し出がございましたので、3年間ぐらい、試験場ですから面積的にはちょっとの面積であったわけですが、そのときに私が感じたのが、いろんな野菜の試験をされておいりました。そういったことで、ことし特にタマネギのべと病の問題がクローズアップされてきたわけでございます。そういったことで、ちょうどその10年前のことを思い出して、分場でもいろんな野菜の試験がなされていたなというような記憶を思い出したところでございます。そういったことで、この分場とのかかわり、連携等についてお尋ねをしたわけでございますけれども、今課長の答弁の中に、JAや普及センター、そして町、そして分場の農業技術者の連絡協議会を立ち上げて一緒にやっているというようなことでございましたので、一安心をいたしましたところでございます。私は、その農業技術者の連絡協議会が、普及センター、そしてJA、共済組合、町でやられているとばかり勘違いをしておりましたので、こういった質問をさせていただいたところでございます。

これから先も、特に七夕コシヒカリの後作に、キャベツ、レタス、ブロッコリーといった野菜が作付を本町ではなされておりますので、タマネギの病虫害防除の試験とあわせて、そういった野菜の試験を特にしていただくように、町のほうからもお願いをしていただければなと思っておりますのでございます。

また、幸いなことに白石町から山口知事が誕生をなされて、この白石分場が県下の野菜研究農場の拠点として活性化されることが白石農業の振興につながるのではなからうかと考えておりますので、ぜひとも町長、知事のほうにもこの分場の活性化を切にお願いをしていただきたいと思いますものだと思っております。

続きまして、2項目めの嘉瀬川ダムの揚水について町内全域までスムーズに配水ができているのかどうかということでお伺いをいたしたいと思います。

地沈55水路になりますか、ちょうど私どもの牛屋地区の背後地を通過して、新明のほうに地沈水路が流れておりますけれども、ことしの場合は天候がよく、中干が今まで以上にできたわけでございます。そういった関係もあったと思っておりますけれども、新明地区はどうしても水が不足しているというようなことで、55水路の揚水ポンプ3台と、そして新明増反の1台を合わせて4台を、1日ではございましたけれども全部とめて、新明のほうに流水を行ったという経緯があったものですから、それとあわせて福富の龍神社の東側になりますけれども、七搦ですか、あそこがもともと地形が高かったものですから、嘉瀬川ダムの通水が行われる前に、高いところまで流水ができるかどうかというような心配もされておりましたので、その辺についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

○大串靖弘農村整備課長

嘉瀬川ダムの揚水について町内全域までにスムーズに配水ができるかという御質問でございます。

嘉瀬川ダムからの取水につきましては、小城市の牛津町にある揚水機場の操作や町内10カ所の分土工の開閉操作など、白石土地改良区にお願いしております。かんがい期など、農業用水に不足が生じた場合や、そのおそれがある場合など、取水計画を作成し、関係機関と連絡調整しながら、町内各所の分土工から受益地区に排水を行っているところでございます。筑後川下流平野土地改良事業の国営揚水施設の完了により、平成24年6月からの試験通水開始から25年の本格稼働を経て現在に至っておりますけれども、本格稼働から3年たっておりますけれども、白石土地改良区で行っている運転操作や排水路の調整など、ようやくなれてきたというふうに聞いております。しかしながら、一部の地域では末端まで到達するには地形、田面の高低差とか、それから狭小な用水路にポンプが設置されているということで、それから水門のゲートの高さの調整不備などによって水の到達に時間がかかるなどということの問題は発生していると聞いております。また、地形的な原因で逆勾配の箇所や水路の不陸などで水の流れが阻害されてスムーズな配水ができてないという箇所もございます。これらのことを解消するため、現在県と協議をして、改善をしてるといっていただいております。

いずれにいたしましても、土地改良区と地区の水利役員さん、関係者と十分に話し合っ、て、地域の実情に即した配水ができるように努力していかなければならないというふうに考えております。実情、先ほど申されました七搦地区とか新明地区とかにもございますけれども、これからまだあと3年ぐらい地沈事業が続きますけれども、その間に問題解決ができればというふうに考えております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議員

特に、私どものところは分土工から近いものですから、そういった心配は全然ことしの場合でもあっておりませんが、先ほど申し上げましたように、新明地区なり福富の七搦地区ですか、一番分土工から遠い地区、そういったところはスムーズに今後揚水ができますように、特に水の流水が行われているときは土地改良区の職員はいつも水の量を検査といいますか見に来ておられますので、町もたまには出て行って、その辺の事情を見ていただければなというように思っております。特に、55地沈水路の揚水ポンプの3台につきましては、朝6時から夕方6時までということで話し合いをいたしております。その間は新明のほうに水を流すということで話し合いをいたしておりますので、ぜひともその辺は町としても水利組合との連携をしていただいて、今後につなげていただきたいものだなということで思っております。

続きまして、3番目の白石農業塾の取り組みについてというようなことでお尋ねをいたします。

ちょうど8月3日の日だったと記憶いたしておりますけれども、ここに新聞を切り抜いて持っておりますが、佐賀新聞の1面に大きく報道がなされたわけでございます。町外の知り合いの方から、白石はすばらしかろうというような電話までいただいたところでございます。そういったことで、この募集を8月20日から31日までというようなことで新聞にも報道されておったわけでございますけれども、20代から40代を対象に6名というようなことでございました。それで、もう募集期間も終わっておりますので、実際何名の方が応募されたのか、その辺をお尋ねいたします。

○鶴崎俊昭産業課長

今議員お尋ねの白石農業塾、まさに今おっしゃいましたように、新聞の1面で取り上げていただき、応募は県外からということでございますが、むしろ県内の者はだめでしょうかという問い合わせが結構多うございました。ただ、一応もう県外ということで決めておりますということで、断りはいたしましたような次第でございます。8月31日までの募集期間ということで締め切りをしまして、9名の応募がございました。それで、書類審査を行い、一昨日、9月7日に面接を実施いたしました。県外からということでございまして、時間もそう多くございませんでした。ただ、9名の方、全員面接においでいただきました。とにかく時間もないことでございますので、5名の研修生を選考いたしましたところでございます。当初予定しておりました10月から研修を開始する予定にいたしておりますが、これからも事務多忙なことがありますけども、とにかく10月に向けて今進めている次第でございます。

以上です。

○片渕栄二郎議員

9名の応募があつて、面接の結果、5名に絞ったというようなことでございます。この人たちには、月額17万円の賃金を支払い、そして家賃を補助をし、そして軽トラ

ックか軽ワゴンを貸与するというようなことでございます。研修は1日8時間という
ようなことで、1年間が基本というようなことでございます。月20日が基本ですか。
特に、町内のベテラン農家の3名さんを指導者に置くということは、これはすばらし
いことだなと私自身思っておるところでございます。

ただ、私が一番心配をいたしておりますのは、ちょうど私も高校を卒業したのが
18歳で、卒業後親元で就農をいたし、親や隣近所の方々からいろんな農業についての
教えを受けて、40年以上になりますけれども、まだまだプロの農家にはなっていない
のが現状であるわけでございます。ただ、この白石農業塾は1年間の研修期間という
ようなことで、その辺がどうも私自身心配をいたすわけでございますので、その辺ど
のようなお考えを持たれておるのかお尋ねをいたします。

○鶴崎俊昭産業課長

今議員おっしゃいましたように、まず県外から全く知らない土地であります本町へ
見えて、農業の研修ということでございます。それにつきましては、私も面接に参加
しておりましたが、9名の方全員、並々ならぬ決意がございました。こちらに移住を
して、定住をしていただくというような応募要件がございました。もちろん、それを
承知の上で見えられてます。遠いところは関東圏からも来られております。そうい
うことで、9人ともやる気は十分感じることができました。ただ、選考上5名という方
に絞らせてはいただきましたが。

また、御心配の1年間というところでございます。その1年間も全く見知らぬ土地
でということで、指導員も経験豊富な人を相談をいたしております。それで、1年後
にはもちろん就農、土地購入、借地等できて、就農ができれば一番いいとは思いま
すが、なかなか難しい面もあろうかと思えます。ただ、その辺は、県、農協等々関係機
関、また農業委員会等もお願いいたしまして、こちらも全力でフォローはしていかな
ければならないと思っております。ただ、初めてのことでございますので、今言っ
た以外にも御協力をいただく方が出てくるかと思えます。そういうときにはよろしくお
願いしたいと思えますが、とにかく今私どもも並々ならぬ決意でやっていこうと思っ
ている次第でございます。

以上です。

○片渕栄二郎議員

その5名の方々が思った以上に決意があったというような答弁でございます。それ
を聞いて私も一安心いたしておりますけれども、ぜひとも1年後には白石町の町民と
して、そして同じ農家の仲間として、我々と一緒にいろんな農業についての話し合
いもできたらなと感じておるところでございます。

そういったことで、ぜひともこの事業が成功いたしますことを念じ、私の一般質問
を終わらせていただきます。

○白武 悟議長

これで片渕栄二郎議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

10時29分 休憩

10時45分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。内野さよ子議員。

○内野さよ子議員

本日2人目ということで、要は2点のことについてきょうは質問をさせていただきます。

先ほどは片渕栄二郎議員の質問にもありましたように、事業が完成するまでには長い年月が必要ですが、嘉瀬川ダムからの水が24年に通水をされ始め、それから25、26、27年と3年が経過をしたわけですが、いまだに新明地区、あるいは七搦地区も少し問題があるということを知り、すごい事業なんだなというふうに感じたところでした。

私も、1点目には、白石の嘉瀬川ダムのことも含めて、白石平野の水資源の歴史についてということでお尋ねをします。

単に歴史と言っても、言葉では簡単ではありますが、それまでになるには白石の平野が大変困難な時代があったと言っておかしいですが、そういう時代を経てこれまでに、水資源という歴史があるんだなということを知り、きょうは質問をしたいというふうに思っています。

まず1点目ですが、4点質問をしています。これまでの経緯と伺いますか、歴史の経緯をお尋ねをしています。私も議員になってもう大分なりますが、この事業についてはかなり前からの昭和51年、圃場整備に至っては昭和51年、嘉瀬川ダムについては41年ごろからの経緯があるということで、私の知らない分野もたくさんあると思います。それで、今回は資料請求なども含めてお願いをしていますので、よろしくお尋ねをしたいと思います。

まず1点目に、このことについては、ここに地域文化の伝承と新たな魅力の創造というふうに書いてあります。この分野かなとか、いろいろ思っていましたけれども、歴史ということでこの分野に入れてもらいました。

まず1点目に、白石平野は水源が乏しい地域であり、これまで飲料水の確保はもちろん、農業用水不足に悩まされてきました。今日筑後川の下流の土地改良事業を初め、各種の施策に取り組み、何不自由のない日常となっています。これら水のかかわりの歴史を後世まで残していくことが必要ではないかということで、全体的に質問をしています。

これまで、白石町といえば水問題ということで、ここ25年からは水の心配もなく、私たちもスムーズに水が流れてくるということで、とても安心感が出ているのではないかと感じています。白石平野は、杵島山の裾野にあり、有明海の干拓によって造成をされました。河川やダム、ため池の水源にとっても乏しい地域であり、干ばつ時には飲料水の確保はもちろん、農業用水不足にずっと悩まされてきまし

た。特に昭和42年、41年も若干ありまして、42年、それから平成6年には大干ばつにおいて農業用水不足は深刻で、緊急的に深井戸の掘削、地下水くみ上げが行われました。以来長い間、地下水くみ上げによる地盤沈下被害など、水質、水資源にかかわる多くの課題を抱えていました。

今回は、ということで、農村整備課に、地下水の利用と地盤沈下との関係ということで統計をとってあるようでしたので、資料の請求をしています。その点から、昨日資料をいただきまして、この資料を一覧表として見ました。説明もしていただきますけれども、これを見ますと、私が今申し上げました昭和42年、それから平成6年、大干ばつ時には確かにこの折れ線グラフが突出しているということがわかります。こういうなことも含めまして、課長をお願いします。

○大串靖弘農村整備課長

議員おっしゃられるとおりで、白石平野地区は従来農業用水を山麓部に築造しましたため池の貯留水や地区内の水路の流水を利用してきておりました。山麓部の取水地が狭小であるため、広大な農地を十分に潤すには至らず、恒常的な水不足地帯となっております。この水不足を補う対策として、揚水機の技術革新と普及により地下水への依存度が近年まで非常に高くなっていった現状でございました。さらに、この地下水は、農業用水のみならず、一部は飲料水や工業用水の水源として活用されてきておりました。このように、地下水利用が経年的に行われたことによりまして、地区内の各種農業用水施設に機能障害を起し、さらには地域全体の地盤沈下を起している大きな要因の一つになっておりました。

被害の状況等につきましては、お配りの資料によって、いっぱい取水量とか地盤沈下の量とかは書いてございますけれども、白石平野における近年の主要な渇水被害の歴史を見てみますと、昭和33年、昭和35年、昭和42年、昭和53年、昭和57年、昭和59年、平成2年、平成6年で、干ばつによる被害が発生した年として記録されております。水利施設に恵まれない白石平野では、農業用水の不足が深刻で、応急対策として深井戸作為等により用水確保が行われてきております。農作物の被害はもとより、昭和35年の干ばつでは、かんがい用水井戸の揚水で10センチ程度の落差がつく地盤沈下が起きました。また、平成42年には県下全域が水不足となりまして、水田で4,000ヘクタール以上が被害を受け、県内の被害総額は当時の金額で105億円に近い被害が出ております。また、記憶に新しい平成6年の大干ばつは、年間降雨量が観測史上最低の平年比の55%にとどまって、各地で水不足が深刻化しております。白石平野では農業用水の地下水くみ上げにより、最大で18センチの地盤沈下が観測され、家屋等にも被害が及びました。

最近では異常気象によるゲリラ豪雨や梅雨時期の大雨、または台風時の豪雨など、冠水による被害はございますが、かんがいによる農作物の被害は少なくなってきました。しかしながら、近年の異常気象などによって、雨が降らない日が続くことも予想されますので、今後も水対策への万全の備えが必要と考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

水の心配はなくなっはきましたけれども、今地盤沈下の状況を説明をしていただきました。それによりますと、最大でも18センチという地盤沈下が起きていたということをお尋ねしました。今思えば、例えば今白石ですけども、旧福富の役場についても、あれは沈下のせいだったんだらうなということをお記憶に新しいです。それから、白石の中学校でもですけども、かなりのプールとか、それ本体は下がってはいないけれども、周りがかかなり下がっていた記憶があります。

そういうことも含めまして、でしたけれども、この資料についてを請求したのによりますと、深井戸をとという表現をされましたけれども、確かに干ばつ時を見てみますと、私が申し上げました昭和42年には深井戸が134、その前の昭和39年にはゼロだったものが、昭和42年には134という数字になっています。それから、一旦途中にも今干ばつがありましたけれども、乗り越えて徐々に下がってきています。昭和の終わりごろには71という数になっていますが、それから以後、平成8年、平成6年の大干ばつときには、また115という数字に上がっています。

このように、その下にくみ上げ量、揚水量を見てみますと、昭和42年になりますとすごい量で、1,918万4,000トンという数字になっています。今嘉瀬川ダムからの水が来ていますが、北山ダムというのがあります、その北山ダムの水の量が約2,000万トンというふう聞いています。北山ダムに匹敵するぐらいの水が、そのときに深井戸からの水が上げられたということになるのかなと思いました。それから、平成6年ですけども、このときにも1,600万9,000トンの水がくみ上げられています。こういうときには水位というのが、一番右側にありますが、大干ばつの昭和41年には水位が、地下水位ですね、がマイナスの13メートル、それから平成6年にはマイナス11メートルというような数字から見ても、すごい白石町内の様子だったのかなというふうに思っているところです。こういう状況を踏まえて、私たちはもう少し水に対するありがたさとか歴史認識を持ったほうがいいのではないかなという、この表を見ながら再度確認をしたところでした。

須古には実は縫ノ池という池があります、その池は昔からかんがいや、あるいは生活用水に長く使われているところでした。この表と同じように、実は縫ノ池の水がとまったのが昭和36年ごろだと聞きますので、この表と同じになります。井戸水がくみ上げられた時期に、実は縫ノ池がとまっています。そして、湧水が出始めた時期が、ちょうどこの井戸がくみ上げが治まるころの平成13年に実は湧水が始まっています。それから見ると、やはりこの地図と、この表と湧水ですね、縫ノ池の湧水とも関連しているのかなというのは明らかにはっきりこの表を見てわかることです。そういったことで、縫ノ池の水が40年ぶりに復活をして、私たちも随分、最近では縫ノ池でもキャンドルナイト、あるいは先日も8月中旬には子供たちによる魚釣り大会も行われました。秋にはお茶会というのが行われまして、たくさんの方がお見えになります。そのように、これが歴史の示す一つのあかしかなということで、いつも毎年欠かさず縫ノ池には行っているところです。町長、縫ノ池には何回も行かれてると思いますが、そういう歴史認識を含めて、いかがでしょうか。

○田島健一町長

今内野議員から言われたように、また先ほど課長のほうから答弁いたしましたように、白石町内、大きなとか広い、広大な農地があるわけでございますけども、農業は水なくしてできないわけでございますので、先人の人たちは水を求めて、地下に求めたわけでございますけども、最終的にはいろんな事業で表流水、嘉瀬川からの水が来た。そのことによって、いろんなことがまたよみがえったといいますか、よくなったということがございます。もちろん、縫ノ池が生き返ったということもありますし、私は特にことし、去年あたりから蚊が少なくなったなという思いがいたしております。私も下のほう、有明海側におりますと、澱んだ水の中にはこんなに暑くなりますとボウフラがすぐ湧いてしまって、汚い水に蚊が発生するわけでございますけども、最近本当に蚊が少なくなったというのをみんなが言ってらっしゃいます。そういったことで、いろんな意味で水のありがたさを私自身も体感をしてるところでございます。これは農業だけじゃなくて、いろんな意味でのよかったことが発生してるんじゃないかなというふうに思ってるところでございます。

○内野さよ子議員

そういったことで、白石町内のこれまでに復活した経緯といいますか、たくさんいろんな事業が行われてきたということを今回改めてどういう事業が行われてきたのかなということをこうしてみました。嘉瀬川ダムもその一つですが、ほかにいろんな事業があるということで、今回私の知らない事業、事業はないですけども、中身についていろんなことが行われてきたということで、6つの事業を改めて申請をしまして、概要と、それからどういう事業だったかとか年表とかをつくっていただくということで、この一覧表にまとめていただきました。こういうようなことで、6つの事業を上げていますけれども、白石平野の県営地盤沈下対策事業であるとか、国営筑後川の下流の土地の改良事業であるとか、その下にも国営筑後川の下流白石平野の土地改良事業であるとか、それから嘉瀬川ダムの事業、あるいは県営圃場整備の事業、それから佐賀西部広域水道事業と6つの事業を書かせて調べていただきましたけれども、長い年月がかかって白石平野に水が来るようになりました。

実は、沈む大地という新聞の切り抜きがありまして、これはいただいたものですけども、これによりますと、これには歴史認識的なものがずっと書かれておりまして、もちろん中には縫ノ池のことも書かれています。それから、最後あたりに、こういういろんな事業を含めてある、圃場整備も含めてというようなことで、最後にこういうことが書いてあります。この壮大な計画は、これから地区民の同意を取りつけなければならないというような、いろんな事業がありますけれども、地区民の同意があつて、そして嘉瀬川ダムもああいうふうにできました。それから、圃場整備についても、圃場整備は国がやる、県がやると言っても、町民が同意をしなければ、この事業は達成されなかったというふうに思っています。その点で、行政の皆さんも、町民の皆さんの同意を得るために大変な御苦勞をされたと思います。

ちょうど私が議員になって3年目ぐらいのときに、嘉瀬川ダムからの水が直送方式に変わるというときに、同意を町民の皆さんの農民の皆さんに取りつけをする事業が

ありました。そのときに、六角川をせきとめて、そこに水を小城のほうから流すやり方と、それから今現在江北を通ってくる直送式に変わるということでしたけれども、皆さんは、それはよかことばいとは言われていましたけれども、それには必ずお金がつくということで、負担金がどうなるんだということで大変問題になりました。

そういうことがあったという経緯がありますが、いろんな事業を一つ一つ含めて、ただ単にこれだけに冊子にまとめてあるのを見ますと、いろんな方々のおかげと、それからいろんな方々の手によって、そして国や県を巻き込んだ、ここに最後に書いてありますが、壮大な計画が、プロジェクトが組まれていたんだなというふうに私は思ったところでした。そういうなことを含めて、今回は3番目、4番目に、そういうなことを残す必要があるんじゃないかというようなことを思ったところです。それで、事業を6つほど書いてお願いをしましたけれども、課長の説明がありましたらお願いします。

○大串靖弘農村整備課長

ほとんど議員がお答えになりましたけども、佐賀平野や白石平野は、水の神様と呼ばれていた成富兵庫の水利事業、干拓事業によって始まったと言われております。このうち、農業用水は永池堤と呼ばれる、当時としては佐賀藩最大規模の容積133万立方メートルのため池がつけられました。また同時に、延長2,180メートルの水路の整備によって、白石平野に安定した水がもたらされたと言われております。その後、明治、大正時代も、干拓事業が進むにつれ、増大する農地の水需要を賄うために、流域内外に多くのため池が築造されました。また、当時白石平野には無数のクリークや家の周囲などに掘と言われる貯水堀が掘られ、農業用水として貯水されていましたが、農地面積に対してクリークやため池などの貯水能力が著しく低く、たびたびの干ばつの被害に遭っていたことが想像されております。昭和30年代以降、農業基盤整備や昭和50年前後からの県営圃場整備事業によって、クリークの拡幅などの整備が進み、水田の区画整備やかん田化などにより農業用水の需要が急激に拡大したため、大々的に地下水の取水が行われるようになってまいりました。しかし、この地下水からの取水は、地盤沈下という新たな問題を引き起こしております。

そこで、このような背景から、安定的な農業用水を供給することにより、恒常的な水不足を解消し、農業生産性の向上と農業経営の安定化を図る目的で、昭和51年に筑後川土地改良事業が発足し、長い年月と幾多の計画変更を重ねながら、地下水依存からの脱却を図るため、嘉瀬川ダム開発用水を白石平野地域に直送する筑後川下流白石平野土地改良事業が完了し、平成24年から取水が行われるようになりました。また、多目的ダムの嘉瀬川ダムは、建設構想から44年の歳月をかけ、平成23年度に完成し、佐賀市富士町の方々の理解と御協力により、水源から遠い私たちの町の悲願であった用水確保にめどがついたところでございます。さらには、昭和50年に地盤沈下対策事業が創設され、土地改良法に基づいて国営筑後川下流土地改良事業の関連事業と位置づけられ、水源を地下水から地表水に転換するために必要な施設の新設、改修や地盤沈下により機能が低下した農業用施設を従前の機能まで回復する工事も現在も行われております。この事業も平成29年度で完了する見込みでございます。

以上でございます。

○山口弘法水道課長

水道事業についてお答えいたします。

水道事業については、昭和27年ごろから飲料水、生活水の確保のため、水源を深井戸とする簡易水道事業が各地で始まっております。その後、旧白石町では昭和57年、旧有明町では平成6年に上水道に移行しております。水源を地下水に依存していたために、地盤沈下の原因の一因となっております。地下水から地表水へ水源転換するために、現在の4市3町1企業団が協力して佐賀西部広域水道企業団を設立いたしまして、平成13年度から地表水に切りかえまして、現在に至っております。

以上です。

○内野さよ子議員

西部広域水道につきましても、昭和57年ですか、白石にも来ましたが、ちょうど私も議員になって5年目ごろで、どういうふうにあの間が、ちょうど私は住んでるところは馬田橋ですけども、馬田橋の横を通過して、私たちの地域に水が流れてきています。そういう全然昔の過去のことにはわかりませんが、いろいろなことがあったということが、こういう表を見ましてよくわかります。今は何も何不自由なく水が流れてきて、何不自由なく蛇口を開けますと水道の水が上水道も出てきます。それから、農業用水についても、先ほど嘉瀬川ダムからの水が末端まで行かないという話もありましたけれども、けれども水が欲しいというときに水が来るようになったということで、これは歴史的なことをもっと深める、何度も言いますが、深める必要があるんじゃないかなということで、私たちの一つの町ができることではなく、国や県があっただけなんだということが、この表から見ても、事業費というのが書いてありますが、この費用には、例えば最初からの費用が右から2番目の列に書いてありますが、みんな足しますと、夕べ足してみましたところ、この費用を、5,195億円でした。5,195億円というと、佐賀県の財政が今3,800億円もあるのでしょうか。それよりももっと多い5,195億円のお金、私は圃場整備等については本当はもう入れなくてもいいのかなと思いましたが、この沈む大地を見ますと、圃場整備のことが詳しく書かれてありまして、この白石農業がうまくいって、揚水と配水がうまく連結できているということが書かれてありまして、やはり圃場整備のお金も入れてよかったというふうに思ったところでした。

このように、多大なお金をかけた白石町ということでもありますけれども、実はここに平成24年に水が流れてくる前に、江北から白石に来る導水管の整備が行われましたけれども、あの導水管の整備が行われるときに、ちょうど江北を通過しているときに、私の友人と乗っていました。これ何ばしよんさつとやろうかねとその友人が言いました。けれども、もう土の下に埋まっていますので、全然表にはないので、何があるのか、何の工事なのかも全然わかりませんでした。いやあ、もう既に昭和50年代に実は白石町内にはずっと導水管があっただけで、ここは今つなぎばしよんさつとよと、そのときに答えました。このように、みんなわからないけれども、いろんなところでそ

ういうことが行われてきたということをちょっとそのときにも思いましたけれども、そういった、次のところにも上げていますけれども、感謝の日とか、小学生に対する歴史認識を教えていただくとか、そういうことがもっと必要なんじゃないかなということで質問をしているところですけども、例えば小学生でしたらば副読本ですね。

実は副読本というのが白石ではもうこれがありまして、平成26年度版がきちっとつくられています。この副読本のことを見ますと、確かに水の流れというのが、上水道の流れというのが、上水道の仕組みというのがページの32ページに書いてあります。これを見ると、教え方にもよるかもわかりませんが、ああ、白石では水がないので、こういうふうにして嘉瀬川ダムから流れてきているねという表までつけてあってありますので、これを見ると歴史がわかります。でも、そこに伝える人が、水は嘉瀬川ダムから流れてきて、こういうふう流れてますって言うのと、いやあ、こういう深い事情の歴史があって、白石には水が来たんですよって言うのとは、全然違うのかなというふうに思ったところです。

それで、実はこういうふうなことも含めてですけども、嘉瀬川ダムに行きましたときには、これは嘉瀬川ダム管理所で国土交通省でつくってある資料ですけども、こういうふうなものも国がつくっています。でも、私たち白石町でも何かこういうものをつくってあったらもっといいのかな、深みが出るのではないかなということで、今回質問をしています。そういうなことを含めまして、副読本は教育の場面だけでは難しいかもわかりませんが、その感想と、それからこういうことのあり方みたいなことを教育長、よかったですらお願いします。

○江口武好教育長

9月の初めに、各地とは言いませんけど、鉦浮立、太鼓浮立が鳴り響きました。これ収穫への神様へのお礼といいたいまいしょうか、それから台風が来ないようにとか、そしてもっと干ばつときは雨乞い浮立というのもございます。そういう非常にこの白石地域は稲作文化でございますので、歴史がございます。そういう意味で、農業用水にも非常に今まで苦勞をしてきてる。また、干拓の歴史でもございます。塩水をいかにとめていくかという歴史でもある。これ非常に水と闘った歴史があるのではないかなと思っております。今担当課からもいろいろ歴史的なこともございました。そういった歴史的なものがあるこの白石町であれば、これを次代を担う子供たちに、どういうふうにならせ、そしてつないでいくのかというのが、これが学校教育、教育委員会の役割じゃないかなと思っております。そういう意味で、幾つかの話させていただきたいと思っております。

今副読本というのがございましたけど、これ私たちの白石町という副読本がござります。それで、今2回目、改訂版が出ておるところでございます。これも28年度ぐらいにはまた改訂をして、そして次の時代、次のときに使うというようなことになるかと思っております。これの中には、確かに上水道、そのあたりが非常に詳しく載っております。農業用水とか、そのあたりがどのような歴史でどのように来たのかということは、ちょっと薄いのかなと思っております。それで、今議員からも御指摘ございますように、私たちの白石町は、水との闘い、そして農業用水が非常にこれだけの歴史が

あるんだということであれば、何かそのあたりを膨らませられないかなということ、これをまた次回のときに投げかけていきたいなと思っております。例えば、筋立てと
いんでしょうかプロット立てといんでしょうか、後ろのところに参考資料みたいな形
でひとまとまりでつけてもいいですし、その全体の中に組み込んでもいいし、昔の堤
のときから、それから堀があって、そして足こぎの足で水車といえましょうか、それ
から動力ポンプ、そして深井戸のポンプ、そして筑後川、あるいは嘉瀬川、そのあた
りの歴史も何か載せられたら、それをもとに子供たちに学習させられたらなというふ
うに、そのように今のところ思っているところです。

以上です。

○内野さよ子議員

ぜひそういうこと、私は、今の私たちだからその感想があるのであって、またあと
10年後の方は何も思わないかもしれない。そのときのことを思うと、やはり何かつく
っていただきたいなということをおもっています。

そしてもう一点ですけれども、水感謝の日といえますか、そういうなことで、縫ノ
池では感謝を含めたそういう行事が一つには行われているものだと思います。それも
含めて、何かちょっと私が思うのには、例えば嘉瀬川ダム感謝祭が今行われています、
いつも10月25日あたりに。そのときには、私たちが行って感謝をするのか、本当はこ
ちらで向こうを招待して感謝をするほうがいいのかともおもいますが、それらも含め
て何かいい方法がないかなということをおもっています。町長、いかがでしょうか。

○田島健一町長

これまで議員の発言や課長答弁の中にもありましたように、まさに水に対する執念
と苦悩の歴史がうかがわれたわけでございます。このことについては、私たちは先人
の人たちのはかり知れない苦労と水に関しての畏敬の念を持って感謝をし、後世に引
き継ぐことは非常に大事であるというふうにもおもいます。白石平野・水感謝の日とい
うことでございますけれども、地下水依存から脱却を果たした今、水源転換を嘉瀬川
ダムに求めた関係市町で、先ほど御発言ありましたように、平成24年3月に嘉瀬川ダ
ムが竣工したときに、ダム完成を喜ぶ有志の方たちで、嘉瀬川ダム感謝祭というもの
を開いてるところでございます。もうことしで第4回目となる感謝祭でございますけ
ども、水源地域の富士町の住民の方たちの下流に対する思いやりと私たち受益下流域
の住民の感謝の気持ちを融合したイベントを開催をしているところでございます。

ただ、この感謝祭が広報等で白石町としても発信はしてるんですけども、まだまだ
町民の方たちには浸透していないということでございます。受益者、受益住民の方な
どに直接参加を呼びかけまして、町民の参加をふやしていきたいということをおも
ててございます。ただ、この嘉瀬川感謝祭を先ほど言われましたように、10月下旬から
11月ということで開催しているところでございまして、この期間というのが、私たち
白石町にとってはタマネギの植えつけ等々でなかなか忙しい時期でございまして、参
加が厳しいんじゃないかなというふうにおもっているところでございまして、この開催時
期を2月から3月ぐらいにできないだろうかということをおもってのほうに申し入れを

しているところでございます。そういうことで、こちらの気持ちというのは、たくさんの方が行くことによって感謝の気持ちをあらわせることになるのではないかなというふうに思っておりますので、強く働きをかけていきたいというふうに思います。

それとまた、議員からは、この感謝の気持ちを後世に伝えるためには何かほかのこともということもあるんですかね。それはまた、後を追って検討していきたいというふうに思っております。とにかく感謝祭については一応継続してずっとやりたいという思いでございますので、参加者がたくさん行ける時期、2月から3月にかけてということをやっているというところでございます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

この嘉瀬川ダムを表紙の左の下の方に、嘉瀬川ダムのダム地に置いてありますが、水系無限という碑があります。ここに書いてありまして、大きく書いてありまして、ちょっと書いてきましたが、水系無限という、こういう字で書いてあります。碑が置いてあるんですけれども、こういうふうな碑、石の碑ですね、こういうなこともいいでしょうし、あるいは感謝祭が私たちが行くだけではなくて、あちらから秋祭りのときに御招待をすとか、そういうふうな、別に改めてしなくても、何かの日をちを利用した感謝の日を決めたりとか、そういうことでもよくないかなと、私はそんなに難しくは考えていません。ただ、みんながその日に感謝をする日をつくっていただきたいなというふうなことを思っています。改めて何かお考えになってくださるでしょうから、期待をします。ということで、よろしくお願いをしたいと思います。

教育部門についても、私たちの白石町に何か思いを込めて入れていただくと私はいかなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

では、2点目に移りたいというふうに思います。

国民健康保険についてお尋ねをしています。

ということで、今回国民健康保険というのは、国保といいますか国保運営を都道府県を単位とするという改革法案が成立をしています。ということは、今までは白石町で独自で行っていたものを県単位でやるという、これはもう全国的に行われるということに決まっているようです。この運営の健全化に向けての対応を今後もより一層しないと、たとえ県に一つになったとしても、一つ一つの町が対応を怠ると、また赤字はずっと続いていきます。そういうなことで、対応についてはどのようにされているのかということでお尋ねをしています。国保の単年度の最近では歳入不足によって、翌年度からの繰上充用が常態化をしています。昨日の決算書の中にも、監査委員の方からもこの言葉が入っていました。このような状況の中で、保険事業の徹底と収納率の向上は欠かせないと思っています。今後どのような対策を立てて、さらにどういふふうにならざるかとされているのか、その点についてお願いします。

○田島健一町長

国保運営の健全化でございますけれども、まず保険事業につきましては、特定健診の受診率は平成25年度38.9%に対しまして、26年度は41.6%と、受診率向上に努めて

おります。また、収納率は、平成26年度では現年度課税分が95.59%、過年度分が38.64%で、現年度、過年度合わせた収納率につきましては87.53%と、県内では2番目となっております。累積赤字の解消につきましては、保険税の過年度滞納繰越分の約1億円の徴収に努めるとともに、まだはっきりしていませんけれども、平成27年度から保険者支援として増額されます保険基盤安定繰入金で、年間3,000万円の3カ年で処理できないかと期待をしてるところでございます。しかし、医療費の抑制は国保財政の経営上、運営上大切なことでございますので、今後も特定健診、人間ドック等の保健事業の推進に努めていきたいと考えております。

なお、現行税率の改定につきましては、都道府県単位化、県単位になるまでの期間は現状のままでいきたいと考えてるところでございます。

○内野さよ子議員

収納率は、最近ではずっと税務課が大変努力をされまして、職員の皆さん方、大変努力されていると思っています。そのことによって、収納率がかなり上がってきている。現年度分にしても、今町長言われたように、過年度分にしても、かなり上がってきているということでありました。

表を資料請求をしていましたので、そのことについて何か捕捉もありましたら、課長、お願いします。

○淵上隆文住民課長

内野議員より3種類の資料の請求がございました。

まず、国保税の滞納及び不納欠損の状況ということで御説明をさせていただきますが、平成22年から平成26年度までの5年間の状況をここに掲げております。一般被保険者の過年度課税分がほとんどでございます、トータルに対するその割合を出してみますと、平成22年度が97.6%、平成23年度が98.8%、平成24年度、25年度がそれぞれ98.8%、100%ということになって、26年度で99.9%というふうになっております。この不納欠損につきましては、地方税法の規定に基づいて対応をさせていただいておるところでございます、執行停止ということで、滞納整理の執行停止をかけてますけれども、これが地方税法の第15条の7の第4項の規定で、執行停止が3年を過ぎた場合は消滅するというので、この不納欠損額がここに上げさせていただいておるのが主なものであります。

次に、27年度の県内の国民健康保険税率の状況でございます。

この資料につきましては、平成27年度の佐賀県内の国保税率の一覧表を示させていただきます。本町の場合、医療費、後期高齢者支援金分、また介護分合わせまして総額を見てみますと、平等割で4万8,200円、均等割額で4万300円、所得割額で14.1%というふうになっております。

右端のほうに、モデル世帯税額のパターンをここに記載されておりますが、本町の場合は47万800円で、県内のほうでは高いほうから12番目、低いほうからでは9番目の状況というふうになっております。

最後に、1人当たりの療養諸費の推移と県内の状況ということでお示しをさせてお

ります。

この資料は、1人当たりの療養諸費の推移を平成22年度から平成26年度までの5年間、あらわしているところでございます。本町1人当たりの医療費は、5年間の平均順位を見ていただきますと、県内では医療費の高いほうから15番目、医療費の低いほうからは6番目ということをして位置をしております。これにつきましては、今後とも医療費の適正化並びに抑制に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上で資料の説明を終わります。

○内野さよ子議員

資料の説明をしていただきました。

先ほども監査委員の方からもありましたが、この言葉ありましたがというふうに言っておりましたけれども、昨日監査委員さんの御報告の中に、不納欠損ということで書いてありまして、今課長の答弁でしたら、これは地方税法に基づいて適正なやり方でやったものですよというようなことでありました。この監査委員の方の御意見として、地方税法に基づく適正な理由で不納欠損処分をされたものだけれども、多額であることは事実であるというようなこともこれに書いてありまして、これは国保だけではなくて、町税も含めていろいろ書いてあるわけですけども、そういうことを含めて、先ほどの資料の説明の中に、若干不納欠損も25年度から26年度を見ますと400万円ぐらい上がっているのかなというふうなことを思いまして、その時々不納欠損の理由とか、そういうようなことがあるので、一概には言えないかもわかりませんが、高いよりも不納欠損も安いほうに向かっていく方がいいのかと思います。ずっと最近、ここ数年は下がってきておりましたけれども、26年度また上がったというのには何か大きな理由もあったのか、その点について、何か滞納した人が理由があったんですよというようなことがありましたらお願いします。

○淵上隆文住民課長

ただいま議員の指摘ございました。

平成25年度と平成26年度を比較しておりますと、かなり不納欠損額がふえてまいっております。不納欠損に至るまでは、税務課のほうで財産調査等も随分していただきまして、その中で地方税法の第15条の7の第1項第1号がございまして、これは、滞納処分をすることができる財産がない。それと、同項の第2号に、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがある。それと、同じく同項第3号に、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときなどに該当する場合は滞納処分の執行停止をすることができるというふうになっておりまして、平成25年度より26年度がふえてる状況につきましては、この執行停止が3年継続して消滅した事由が、件数で20件の増、率にして37.7%の増、金額にして379万7,075円の増、率にして81.8%の不納欠損状況であったというのが、この26年に不納欠損がふえた理由であります。

以上であります。

○吉原拓海税務課長

私のほうから、税務課のほうから一応状況等について少し御説明申し上げたいと思います。

徴収率については年々少しずつ増加しているというふうなことで申し上げてもらいましたが、督促状の発行、それから催告状により自主納付を促す、それから短期保険証等の交付等により納税相談を行ったことというふうなことで、徴収率の向上がアップしてると思っております。ただ、滞納者に対しましては、税務課としましてはスリー〇と申し上げまして、おさめさせること、それから落とすこと、それから押さえることと、3つの滞納処分を実施してまいります。その場合、どうしても滞納者の所得、財産状況を調べております。今まで以上に26年度につきましては調査等も行ってありますし、もちろん滞納整理機構との連携のもとに、徴収についてもかなり強行に行っております。

それともう一つは、昨年から、26年度からファイナンシャルプランナーというふうな生活指導を行うことを目的に入れまして、納税困難な納税者に対しての相談事務、そして今後の納付に結びつくような指導も行っております。そういう相談のもとに、どうしても財産がないというふうな確認等が頻繁に、最近国保事例の関係では、世帯主課税ということで、高齢者の方が世帯主になっておられますので、そういうふうな経緯が見受けられまして、地方税法にのっとりまして、さっき住民課長が申し上げたとおり、地方税の15条の7、1項あたりについて行っているところでございます。その件について、少しふえているという状況でございます。

以上です。

○内野さよ子議員

ファイナンシャルプランナーさんを去年から入れていただいて、相談とか、いろんな面で、いろんな角度から見ての判断だと思っておりますので、仕方がないといえば仕方がないですけども、この決算書の監査委員さんの言葉をかりますと、不納欠損処分は納税者の不公平感を招きかねないものであり、納税意欲を低下させるようなことにもなりかねないというふうなことも書いてあります。もうみんなが知っていることではありますけれども、やはりこれを少なくしていくということが大切なことかなとは思っています。なおさら都道府県単位に一元化になっていくと、さらにこのことが問題になってくるのではないかなというふうに思ったところでした。

そこでですけども、県のほうへ平成30年から移管されるということになりますので、移管された場合の利点といいますか、その点についてはどういうふうなことが上げられるかお願いをします。

○田島健一町長

今回30年度からということでございますけども、国民健康保険の大きな改革の点でございますけども、これは県が財政の責任主体になるということでございます。ですから、医療費の給付増や収納不足が生じた場合においても、県が運営する財政安定化基金を活用し、貸し付け、交付することにより、対処するものになります。流れとい

たしましては、まず県が医療費水準、所得水準を反映し、年齢調整を行った上で、市町ごとに納付金の額を決定し、示されます。市町は、示された納付金額を市町ごとの標準保険料率、収納率を参考に、保険料率を決定し、賦課徴収し、県に納付することになります。このように、市町が赤字を担うことがなくなり、また多様なリスクを県全体、都道府県全体で分散し、急激な保険料上昇が回避できることが利点ではないかというふうに思います。

予測される問題点といたしましても、給付金に所得水準が加味される点でございます。本町は被保険者の所得水準が高いため、どのように納付金に反映されるか心配しております。今後県との協議の場で、この点についても不利にならないように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

となりますと、所得水準というのが大きな問題になってくるかと思えます。人口とか年齢とか、いろいろあるかと思えますけれども、そういった点で、県がお金をこのくらい集めなさいよとかという仕組みに今後変わっていくのかなというのも思えます。そうなりますと、そこで先ほどの一覧表のものは必ず白石町とか、そういうものがずっとついてきます。責任といいますか、その辺はなくなりますけれども、白石町は何番目とか、先ほど言われたように、15番目とか、下から数えて何番目とかというのはずとついてくると思うので、その町その町で努力していかないといけないことになります。なると、保健事業もありますけれども、きのう決算書をいただいたところによりますと、保健事業というのが全体の大枠の約1%ぐらいに当たる保健事業がしてあります。

保健事業についても今後どうやっていくかということも大きな鍵になるかと思えますけれども、その1%が大きな給付にかかわってくるのではないかなというふうに思いますので、保健事業は来年度に向けてどういうふうにやっていくのかとか、健診の向上とか、一番最初に特定健診の健診率というのを町長言っていただきましたけれども、かなりなかなか上がらない状況が続いています。そういったことで、随分努力されているというのはもうよくわかっていますけれども、今後保健事業についてもどういうふうに考えておられるのかお願いします。

○井崎直樹保健福祉課長

保健事業の推進についてお答えいたします。

国民健康保険の保健事業で大きな位置を占めるのは、特定健診、保健指導です。特定健診や保健指導は、糖尿病などの生活習慣病を持ってる方や予備群の人を減らすことを目標にしています。まず、健診を受けて、自分の体のことを知ってもらうことが大切です。町では特定健診を集団健診、医療機関での個別健診、人間ドック、脳ドック等で健診の機会をふやしています。また、集団健診は都合のいい時期に健診を受診していただくために、7月、9月、10月、12月に行っています。糖尿病を初めとして、生活習慣病は医療だけでは改善しないこともあります。食事や運動等の生活習慣の見

直しを一緒に行うことで改善していきます。健診は受けても、詳しい話は聞いたことがないという人も多いのが現状です。検査結果によって、医療が必要な人、医療だけでなく生活習慣の改善の必要な人、生活習慣の見直しだけでいい人など、さまざまです。より多くの人に健診結果を自分の健康管理に生かしていただきたいと思っております。生活習慣病の改善のため、平成27年度から新規の委託事業といたしまして、特定保健指導事業も取り組んでおります。保健事業には、ほかに食生活改善への補助や歯科保健事業への補助も行っております。食生活改善推進委員の活動で、正しい知識の普及を行ってまいります。

また、保育園から中学校までのフッ化物洗口事業等を行い、一生使う歯を虫歯でなくさないようにとの思いで事業を行っております。

どちらにいたしましても、健康な体の基礎をつくる事業だと考えて、推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

いろんな事業をされていまして、小さい子供さんから大人まで事業をされてありまして、大変それに、自分の健康のためにやることですがけれども、なかなか特定健診の受診率が上がらないというところがとても問題で、これは全国的にそうであるからいいというわけではありませんけれども、そこがうまくいけば、病気に対する自分の認識もできるのかなというふうには思っています。

そこで、その保健事業もですが、収納率の対策とか、いろいろ給付に影響をしていくということで、1つに給付に影響をするというので、最近よく後発医薬品というのが、ジェネリクスというのがあります。先日私も夏ごろでしたか、一度かかったときに、ジェネリクスにしますかどうしますかという質問がありまして、私はジェネリクスでお願いしますってそのとき言いましたところ、ありませんねと言われました。数が足りなくて、なかなか患者さんが思うようなのがお応えできていない現状がまだあるのかなというふうに思います。国はジェネリクスを推進してはいますけれども、なかなかその点が賄い切れてないという現状があって、今後平成30年ぐらいに向けてはたくさんの方の補充ができてくるのかなとも思いますけれども、その点について県内では意思の統一がその辺はどういうふうに行われているのかお聞きします。いかがでしょうか。

○淵上隆文住民課長

現在の医薬品の先発医薬品をジェネリック、後発医薬品に切りかえるということで、国のほうも平成27年6月の閣議決定で、平成29年度までには70%以上、平成30年から32年度の早い時期には80%以上の目標を掲げられておるところでございます。本町においても、今後それについては普及をしていかなければならないというふうに思っております。現在広域化の会議等が担当課長の実務者会議があつておりますが、その中でも医療費の抑制ということで、ジェネリック医薬品への切りかえというのが話を今後もされておるところでございます。

白石町におきましては、従来500円以上から、平成27年、今年度からだったと思いますが、300円以上の差額が発生するよう、金額が300円以上の方に、ジェネリックにかえた場合、どのぐらいの効果がございませうということ、通知を年2回差し上げてるところでございませう。現在の実績としましては、27年7月に68件の方に通知を差し上げてまして、この効果額というのが13万1,753円でございませう。昨年8月からことし7月までの1年間の効果額といたしまして129万3,118円というふうな効果額になっておりますので、今後とも医療費の抑制には努めてまいりたいというふうを考えている次第でございませう。

以上です。

○内野さよ子議員

保健事業にしましてもいろんな事業にしましてもですが、いろんなことが重なり合って給付にも影響をしたりしてくるものですから、こういうことの一つのジェネリック医薬品ではありますが、平成30年に80%ということですので、かなり200万円、300万円とこれから上がってくるのかなというふうに思っておりますので、そういうPRも今後にもさらに続けていただくようお願いをしたいと思います。

それから、保健事業につきましても、食生活改善推進委員の皆さんとか、協力をされて、さらに事業の推進をしていただくようお願いをしたいと思います。これで終わります。

○白武 悟議長

これで内野さよ子議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

11時45分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。前田弘次郎議員。

○前田弘次郎議員

昼から1番目ということで、少し気が緩むと思う中で、自分自身に気合いを入れるために声を発してしまいました。

議長の許可を得ましたので、平成27年第3回9月定例議会の一般質問をいたします。今回は、3項目について質問をいたします。

最初に、道の駅基本計画の進捗状況についてお伺いします。

前回の第2回6月定例会において、本町での道の駅整備についての考え方やスケジュール、整備することにより本町が期待する効果などをお伺いいたしました。また、ほかの議員からの質問により、設置を予定する産物直売所などに対するオール白石産でいきたいとの町長の強い思いなど、伺いました。今回は、その後の基本計画策定における進捗状況について質問します。現時点での道の駅基本計画における整備する施

設の種類などについてお尋ねいたします。またあわせて、道の駅の規模についてお尋ねいたします。

○矢川又弘 6次産業専門監

前田議員からのその後の基本計画策定における進捗状況ということでお尋ねを受けておりました。

道の駅の計画につきましては、整備予定地に隣接します有明海沿岸道路及び県道武雄福富線と調整する必要があるとしまして、管理整備を行っていただいております県と周辺整備について協議を重ねておるところであります。また、道の駅の運営方針を検討していただく道の駅白石管理運営体制検討協議会では、運営組織の形体や施設の機能、レイアウトなどの意見を聞き取り、基本計画に反映していただくために協議を重ねていただいております。

高規格道路のインター付近に整備されました道の駅の事例は少なく、議論を深めていただくために、7月9日、10日の2日間で尾道、広島県にありますけども、松江、島根県ですけども、ここに尾道松江道路という高速の無料区間があります。そのところに隣接します道の駅たかのところの研修とインターの近くにありますが道の駅世羅、道の駅みつぎの研修に出かけております。

今回道の駅として整備します施設としましては、登録に当たって必ず設置しなければならないものとしまして、情報発信コーナー、トイレ、休憩施設、駐車場があります。また、地域振興施設としての地域の特性、特色を生かしました施設整備を検討することになりますが、道の駅白石管理運営体制検討協議会では、現在地域振興施設としての農水産物直売所、農水産物加工施設、レストランなどを想定しまして、必要面積等を含めて検討をしているところでもあります。

以上です。

○前田弘次郎議員

先ほど松江自動車道のパーキングのたかのですか、あそこは私も行ったことがあります。何遍か通っておりますので。なかなかすばらしい道の駅ができて、利用客も多い感じがしております。

前回、議員への説明会の折に、面積を約8,000平米と聞きましたが、その積算根拠をお尋ねいたします。

○矢川又弘 6次産業専門監

面積の根拠ということでもありますけども、ことし3月の議会におきまして、議員の皆様には、敷地面積は佐賀県内に設置されている道の駅の中位に値する8,300平方メートル以上を目指すということで説明をいたしましたところでもあります。現在道の駅の整備に当たっては、どのような施設をどのくらいの規模で整備するかを検討している段階でありまして、具体的に面積が決まっているわけございません。また、道の駅の入出口について隣接します県道との整備協議中でありまして、施設の配置計画にも影響してまいりますので、敷地面積がふえる可能性もあると思われまます。

○前田弘次郎議員

道の駅をつくと町長が答弁されての計画面積だと思います。私は、少し残念な気がします。最初に面積などを考えるときには、日本一の規模をとまでは言いませんが、せめて佐賀県一広い面積の目標でもいいのではないのでしょうか。施設等の詳細な建設計画に基づく面積ではないようですので、今後策定されます基本計画の参考にと考えまして、資料を持ち込んでおります。

これは、キャンピングカーの保有台数の資料です。円安などの影響もあり、国内旅行人気が再燃する中、自由気ままな車旅が満喫できるキャンピングカーが注目されています。キャンピングカー・ビルダー、ディーラーが加盟する日本RV協会の資料によれば、全国の道の駅やオートキャンプ場などと連携した車中泊公認施設、これはRVパークとも言いますが、が年内には100カ所ぐらいまでふえる見通しです。インフラ整備による車中泊の普及がキャンピングカーのさらなる市場拡大につながっていくと思われまます。

先月私が鳥取県に行くことがあり、朝方の5時に道の駅に寄り、駐車場を見たら、約30台の車が駐車しておりました。キャンピングカーだけではなく、普通のワンボックスカーなどで車中泊をされておりました。今回本町が計画していく道の駅整備においても、車中泊公認施設、RVパークですね、など、多用途なアイデアを盛り込まれてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○矢川又弘 6次産業専門監

今、前田議員のほうからRVパークのことについて御提案をいただきましたけども、車中泊の公認施設としまして、RVパークなんですけども、快適に安心して車中泊ができる場所を提供するために、日本RV協会が推進してるシステムだと理解しております。キャンピングカーやオーナーや車中泊のファンには駐車場での車中泊が公認されたもので、安心して利用できるものとしてふえつつあるのは、先ほどいただきました資料におきまして右肩上がりということで、貴重な資料をいただいております。道の駅では、車中泊は仮眠としては認められているものの、そこに滞在することはマナー的にも少し問題が発生してくるかなと思いますけども、全国的に見てみますと、現在5カ所の道の駅でRVパークが認定されているところであります。

以上のようなことから、本町でもRVパーク認定は可能ではないかと思われまますけども、周辺住民の方々が、見かけない車が一晩中駐車をしているということになりますと、不安になられるかもわかりませんので、そういったこともお話をしながら、進めていきたいと思ひます。

いずれにしても、道の駅白石管理運営体制検討協議会において、RVパークに限らず、道の駅を多くの方に利用していただけるように、施設の整備を検討していただくこととしております。

○前田弘次郎議員

では最後に、この道の駅の運営に関する検討内容についてお尋ねいたします。

○矢川又弘 6次産業専門監

運営に関しましての御質問だと思っております。

運営に関する検討内容についてですが、道の駅の運営組織についてはいろいろな取り組み事例がありまして、現在検証いたしてるところであります。道の駅は、全国的に見ますと行政が建設し、管理は指定管理者制度を活用し、管理運営組織に委託するという事例が一般的になっております。しかし、管理する運営組織はさまざまでありまして、出荷者の組織がそのまま道の駅を管理し、受託しているところや第三セクターで運営組織を設立し、管理運営を受託しているケース、また民間、JAさん等に委託するケース等があるようで、今後白石町に合った運営方法などを検証してまいり、基本計画に反映していきたいと思っております。

○前田弘次郎議員

この道の駅で各地の道の駅を研修されたと思いますが、それぞれの道の駅で、特産品であるとか加工品であるとか、自慢の品があったと思います。最近私がテレビ放送で見た道の駅の特集がありました。その中で、一番の売れ筋は手づくりみそでした。もちろん、白石町でも大豆が作付されています。その大豆を利用しての手づくりみそもつくっておられます。特産品に限らず、白石町で収穫されるさまざまな産品を創意工夫により新たな名物にできるような取り組みも期待するところでもあります。地域を巻き込んだ夢のある道の駅が建設、運営されることをお願いして、次の項目の教育環境充実について質問します。

文部科学省では、次期学習指導要領の改訂で、2020年度から英語を小学5、6年生の正式な教科とし、外国語活動を小学3年生から前倒しする方向で検討しております。このように、小学校の教育現場においては、ICT教育や英語教育の導入など、教育環境は目まぐるしく多様化しています。前回の6月定例会でもお尋ねし、ALTの配置やICT支援員の配置について答弁いただきましたが、もっと具体的に教育現場全体において、それらに対応する教職員への支援等についてお尋ねします。また、報道において、小学校の教員、在籍が11時間超えてるとの記載がありましたが、これも資料請求を出してると思っています。現在の白石町における教員の在籍時間はどのようになっているのでしょうか、お尋ねします。

○小川豊年学校教育課長

前田議員の多様化する広域教育環境において、それに対する教職員への支援はということでお尋ねでございます。

議員がおっしゃいますように、文科省によると、2020年度から小学校において外国語活動として実施している小学校英語の開始時期を現在の5年生から3年生に前倒しをし、5年生からは教科に格上げするよう検討をされております。現在、小学校5、6年生では、週1時間、年間で35時間でございます。の英語を中心とした外国語活動が行われております。町内の各小学校には、中学校に常勤をしておりますALTを年間各小学校に45時間ほど派遣をいたしまして、担任の先生を支援をいたしているところ

ろでございます。担任の先生を支援し、外国語活動の充実を図っているところでございます。また、小学校における英語教育の本格的な展開や拡充を見据えまして、今年度より北明小学校に英語教育専科教員が1名加配され、ほかの小学校との交流も図りながら試行的な研究が行われているところでございます。

また、ICT教育におきましては、平成26年度に町内全ての学校の普通教室に電子黒板の整備が完了し、授業において活用が図られているところでございます。教職員の支援については、町内各学校に、中学校も含めまして、4人の専任サポート員を派遣し、各学校間を巡回させ、ICTを活用した授業が行われるように支援を行っているところでございます。また、この専任のサポーターは、教職員のICTを活用した校務処理の場合の際の支援も行っているところでございます。また、各学校においては、校内のICTに堪能な教職員をその学校の情報化推進リーダーに任命し、校内において研修会を開催してもらい、教職員のICT活用力の向上に努めているところでございます。

ICT教育、英語教育の導入など、多様化する教育環境のさらなる充実を図っていくためにも、ALTやICT支援員による教職員への支援は今後も必要だと考えております。

以上です。

○白濱正博主任指導主事

失礼いたします。

町内の教職員の勤務状況についてです。

町教育委員会では、白石町学校職員安全管理規定、また白石町学校職員の長時間勤務による健康障がい防止対策実施要綱などを設けて、学校現場における安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境づくりを推進しているところです。それからまた、各学校には平成23年度よりタイムカードを導入して、管理職が時間外勤務の状況を把握することにより、勤務時間の適正化や職員の健康管理の指導等に役立てているところです。さらに、校内には衛生委員会に準ずる組織を設置して、衛生に関する事項について、職員の意見を聞くための場を設けています。職員の時間外の勤務時間が月当たり100時間、または2カ月から6カ月の超過勤務が80時間を超える職員については、疲労の蓄積が認められているなどを見て、医師による面接指導を行うように、校長に指導を行っているところです。

以上です。

○前田弘次郎議員

たまたまけさ6時半に小学校の先生を学校に送る機会があり、お尋ねしたところ、教員の在校が11時間を超えている報道がありますが、どうでしょうかと聞いたところ、長い人では11時間を超えていらっしゃる方があるそうです。帰りも、遅い方は8時ぐらいいまだ残っている方もあるとのことでした。きょうの先生も、毎朝7時前には学校に出勤していらっしゃるとのことでした。そこで、たまたまきょう先生と話す機会があったもんですから聞いたところ、なぜ在校時間が長いのかと聞いたら、前は自宅に持

ち帰っている作業をするのができたけど、今個人情報の問題で、学校からも持ち出しが何もできないと。そしたら、どうしても学校に残って仕事をしなきゃいけないって。子供を育ててらっしゃる教職員の方は、保育園の送迎とかありますので、早目に帰ることはあるということですけど、一般の方の先生たちはどうしても仕事終わらすために長時間学校にいます。そして、そういうふうな子育ての先生たちは、別の時間のときにそういうふうな形で仕事をしているという状況だということを知って、きょうたまたまこの一般質問をするということを私思ってたときに、朝そういうふうな現場の生の声が聞こえてきました。

そこで、教育環境の変化に対応した教える側の環境づくり、支援策の充実が子供たちの教育環境の充実につながるものと考えています。学校現場に注視していただき、学ぶ側、教える側の双方がよい環境でできますようお願いして、お尋ねします。

○江口武好教育長

学校は、いつも申しますが、町内の今は小・中学生1,919名おりますけど、その子供たちが11の学校に来て、そしてその教育の教育力、指導力を利用に来るんだということで、いつも申し上げております。それで、今教職員の勤務の過重といいたいでしょうか、そういったことで御質問あったわけですけど、学校側の指導をする教職員が疲弊し切ったら、それは当然子供たちにはね返ってくると、そういう捉え方をしております。ですから、例えば勤務時間というのは決まっておりますけど、小学校の1年生を持てば、教室において子供を迎えるとか、それから子供たちがその日に、中学生も同じですけど、どういった生活をしたのかというのは、見た目ばかりではわかりません。帰った後の机の中を見るときか担当箱を見るときか、そういったことできょうの生活状況とか何かわかるわけです。そういう意味で、教育を支える人的な面のその辺の環境づくりといいたいでしょうか、そこは今後とも留意していかなくてはならないのかなと思っております。幸い多忙化解消とか云々ということで、そういった情報は共有化して進めてまいりたいと思います。

それからもう一つ、それを教育を親さんが利用させに毎朝子供を出されるわけですけど、その子供たちも楽しんで学校に来れるようにそういった、これはもう家庭環境も含めて、両方のいい意味の心身ともの環境づくりに努めていければなど、そのように考えてるところです。

以上です。

○前田弘次郎議員

教育現場の充実ということで、よろしく願いしておきます。

少し話はそれますが、去る6月23日に、白石小学校の3年生がこの議場で町長と質疑を行う機会がありました。その様子を行政放送で拝見しましたが、小学生が議場にタブレットを持ち込んで、質疑の様子を撮影していました。いろいろな学習の場面でタブレットが活用されているのを見て、感心したところです。今後私たちもこの議場でもタブレットの使用ができることを願い、最後の3項目めの質問に移ります。

結婚推進対策の現状について質問します。

結婚推進対策事業の実施状況及び事業効果、実績などについてお尋ねします。

○田島健一町長

結婚推進対策事業の実施状況という御質問でございます。

現在白石町では、婚活サポーターの支援を重点に置いて、結婚推進対策を行ってるところでございます。最近はお見合いの段取りをする方も少なくなり、ますます出会いのきっかけが少なくなっておりますので、町といたしましても、婚活サポーターの方々に大きな期待をしてるところでございます。結婚希望者やその家族の方は、直接婚活サポーターの方へ相談に向かわれております。町では、とにかく立ち上げの2年程度につきましては、周知と結婚希望者の情報収集に力を入れようと考えております。婚活サポーターの方々には、焦らずこつこつと地道な活動をお願いしているところでございます。

状況といたしましては以上のとおりでございますけれども、先におかげさまで1組の婚約が成立したとの報告を受けました。何よりも御両家の御家族が一番喜んでおられ、感謝の言葉もいただいております。また、ほかにも数組の方が現在交際継続中とのことでございます。成婚者が出ることにより、たくさんの結婚希望者の背中を押していくことにつながるものと期待をいたしております。

現状については以上でございます。

○片渕克也企画財政課長

現状と実績について先ほど町長が申し上げましたけれども、活動の内容等について私のほうから若干説明をしたいと思います。

これまで婚活サポーターによる活動としましては、婚活相談会を今まで3回開催しております。ひーでん祇園、あるいはぺったんこ祭り等の会場において、相談会を開催しております。また、女性の結婚意識を向上させるため、女子力アップセミナーとしてメイクアップの指導研修等を実施しております。2回開催して、今都合17名の独身の女性が参加されております。女子力をアップする、魅力的な女性をつくらせていただくという化粧方法の指導をするとともに、女性として生まれた意義について、サポーターの中にそういった指導の技術者がございますので、その方たちを通して、そういった意義について、結婚、人生、そういったことについて講義をしていただいております。参加者も結婚に向けた意識が高まっていったものというように感じております。

また、婚活サポーターさんの日常の活動の内容でございます。結婚希望者あるいはその御家族の方は、婚活サポートシートという紙にそれぞれの自分の条件とか相手に対する条件などを記載して、サポーターに提出をします。サポーターは、その提出と同時に本人さんと面会をして、その方の性格とか、いろいろ気質とか、そういったものを自分なりにいろいろ評価をされると思います。その中で、大体毎月、婚活サポーター同士の情報交換会というのを実施しております。その情報交換会の中で、お互いのそのサポートシートの交換をします。そして、それぞれの面接をした結果といいますか、その状況を見て、自分の持っている希望者と同じサポーターの中で、この人

のところの人が相性合うんじゃないですかねとか、今度合わせるように段取りしてみましようとか、そういった情報交換会を毎月ほぼ大体1回のペースで実施しております。そして、その中で話が合った場合というか、組んだ場合はお互いを引き合わせるというところまで進んでおります。

現在8月末において、サポートシートを提出していただいている件数が73名ございます。男性が51、女性が22名というふうなことでございます。その中で、18組の引き合わせを行っておられるところでございます。

このほかに、これはサポーターさんたちの中から出てきた意見で、なかなか1対1で会わせても機会がその分減るから、何か一堂に合わせるような機会がないだろうかというなことで発案をされまして、去る日曜日です。9月6日に、婚活サポーターが主催されて、登録者及びその友人等、異性の方をあわせて、ふれあい郷においてバーベキュー会というふうなものが開催をされました。この中では、37名の御出席をいただきまして、男性が20名、女性が17名と聞いております。出席をいただきまして、双方、うわあ、この人いいねというふうなペアが4組できております。そして、どちらか一方からアプローチで、もう片方もまんざらではないですよって、これからどっか行ってみましようかというふうな組が3組、都合で7組の引き合わせというのができたというようなことになってございます。これには、鹿島市の結婚支援団体である楽婚という支援団体がございますけども、この方たちも近隣に連携をいただいて行ってきたところでございます。また、これを機会に、そのときにはカップリングといひますか、できなかったにしても、あのとき来ておられたあの方はどうですかというような形でも、今後引き合わせができていくのではないかとというふうに考えております。

そのほか、非常に喜ばしいことでございますけれども、佐賀県の佐賀段階チャレンジ交付金、これを活用して、JAさが白石地区の青年部の方々が、今度9月、議会終わってからだと思っておりますけど、ちょっと忘れちゃいました。夕焼けバーベキュー in 白石というような企画をされて、ここでも先ほど申し上げたような出会いの機会をつくりたいというふうな計画をされておるようでございます。ここにおいても、出席者かれこれ合わせて、町としても全面的な協力を惜しまないというようなことでいきたいと考えております。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

先ほどJAさが青年部、このチラシだと思います。9月19日です。

先ほど町長からも言われましたけど、1組のカップルが婚約まで行かれたということで、婚活というのはなかなか今からすっとしてぱっとできるようなことではないので、長い目を見て、町内で結婚ができればそれは最高ですけど、町外から連れてきていただければもっと人口もふえます。そういうことで、今後の結婚推進の計画などについては、あした吉岡英允議員からお尋ねされますので、私は省略させていただきます。そして、今後とも事業の実施に御尽力をいただき、その成果に期待して、私の一般質問を終わります。

○白武 悟議長

これで前田弘次郎議員の一般質問を終わります。
暫時休憩をいたします。

13時53分 休憩

14時05分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。秀島和善議員。

○秀島和善議員

私は、今回大きく5点にわたって、町長を初め教育長、また副町長にも、今後の方針について考え方を聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、第1点です。大きな1項目めで、御承知のように、来年夏の参議院選挙で実施される18歳以上の選挙権についてお尋ねをしております。

先日佐賀新聞の投書の欄で、白石町の方がこういうふうにおっしゃっていました。私も一言ということで、判断もできて、発想もすぐれてるという題目ですけれども、50代の男性の方です。18歳選挙権が来年の参議院選挙から実施されることには大きな期待を持っています。20歳の成人式を迎え、大人の仲間入りと言われるが、自分は決してそうは思いません。18歳から大人だと思うからですと、こういう文章でしたけれども。

さて、①として、18歳選挙権が来年の参議院選挙から実施されることには大きな期待を持っています。私も同感です。勉学も部活も人間関係も一番大切な時期でもあり、自分で判断できる年だと思えます。若いときの考え方は無限大であります。この制度のあり方について、町長、教育長、そして副町長の認識を伺いたいと思えます。

○田島健一町長

18歳の選挙権についての認識ということでございます。

さきの第189回国会において、公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、本年6月19日に公布されたところでございます。今回の改正法には、選挙権年齢を18歳以上に引き下げること、選挙犯罪等についての少年法の特例等を設けることなどが盛り込まれ、現在のところ来年夏に施行される参議院議員の通常選挙から適用される見込みとなっております。これによりまして、全国で18歳、19歳の未成年者約240万人が新たに有権者に加わり、有権者数が約2%程度ふえると言われております。本町においても約500名の方、約2.5%ふえる見込みでございます。

選挙権年齢の変更は、1945年に満20歳以上の男女となって以来、70年ぶりの非常に大きな制度改正であります。世界の中では190の国、地域のうちで、既に約90%で18歳以上の選挙権年齢を採用しているところとでございます。

参政権を18歳に引き下げることについては、事前の新聞社等の世論調査でも賛否分かれたようでございますけれども、18歳、19歳にも自分の意思表示を行う権利が与えられたということで、学校教育のあり方や若い世代の政治や政策への関心度などに今

後大きな変化をもたらすのではないかと考えられます。本町といたしましても、今まで以上に若年層の意思を反映したまちづくりをしていくとともに、政治的教養を高める小・中学生への家庭や学校現場、地域の中での教育も重要度が増すものだと考えます。今回の法改正によって、より若い世代の意思が社会に反映される制度となったことは、今後の社会づくりにも影響していくものと考えております。

以上でございます。

○江口武好教育長

今町長答弁にもございました、まさにそのとおりのわけです。法が変わりまして2歳引き下げられるということは、前倒しになったということになります。そして、その結果、今度の改正から、今までと違って高等学校に進級した子供の3年生から、そういった選挙権を付与されるということになるわけです。選挙権というのは、まさに主権者である国民が国づくりなどにかかわる民主主義の柱となるものでございますから、今回の年齢引き下げにより、未来を担う若い世代、国あるいは県、あるいは白石町といった地域社会について、本当にまちづくりを想定した、主体的に考える契機になればなど、そのように考えているところです。

以上です。

○百武和義副町長

私のほうからも答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど町長が申したとおりでございますけれども、この件については、世界的にも多くの国が18歳での選挙権という流れもあって、日本国のほうもこういったことになったのかなという感じもしておりますけれども、先ほど町長、教育長も申しあげましたように、若い人たちにこれから選挙、政治に関心を持つ教育と申しますか社会づくりと申しますか、これを早くから仕掛けるといったことが必要になってくるのではと思っております。行政といたしましても、これまで以上に若い人の意見を聞きながら、行政を進めていくべきということで考えてます。

以上です。

○秀島和善議員

町長や教育長、そして副町長においても、18歳以上の選挙権のあり方について、前向きで積極的であり、とりわけ学校教育の中でも、その政治的な教養を高めていくことが極めて大事だというふうにおっしゃいました。私も同感であります。

そこで、学校教育課長にお尋ね申し上げますけれども、2として、私は実施までに1年を切った今、小学校や中学校の教育のあり方が非常に重要になってくると思っております。教育長や、その前に教育課長にお尋ね申し上げますけれども、近い将来選挙権を持ち、有効に活用する人間をどのような内容で教育をなされていこうとされてるのか伺いたいと思っておりますし、その前に現在小・中学校での社会的な学習、政治的な教養を高めていくということで、教科の中にはどのように触れられているのか、学校教育課長にお尋ねを申し上げます。

○小川豊年学校教育課長

今の小学校、中学校の学習の中にどのように取り入れられているかということですが、小学校6年生の段階で、国民権、議会政治あるいは選挙、そういったものの意味を学んでいるところですが。また、中学校3年においては、政治への参加と世論、選挙の意義、そういったものを学んでいるという、今の学習内容はそういう状況でございます。

○秀島和善議員

現在の小学校、中学校で、課長に説明をいただきましたけれども、そのような教育がなされていますけれども、この18歳以上の選挙権をこれから来年夏から実施されるということにおいては、何か特別に今具体的にこれまではなかった教育内容を模索されてるところがあれば紹介をいただきたいんですけども、課長、いかがでしょうか。教育長でも結構です。

○江口武好教育長

一番のあれは、町長答弁にありましたけど、政治的教養を高める小・中学生云々という言葉がございました。まさにこの言葉は、教育基本法の14条第1項にあります。これはもう政治教育ということで、当然それをしていかななくてはいけない。それがまずは大前提になるのではないかなと思います。それから、来年の参議院からもう18歳からということで、じゃあ今小・中学生あるいは高等学校でどうなのかということで、これは今の段階ではございません。ただ、先ほど課長が申しましたように、小学校の6年生、それから中学校では公民のこれ結構時間とります。それから、高等学校では政治経済というようなところで、これもかなり時間がとられると思います。そういうことで、ずっと流れているわけです。だから、それを教育基本法を捉え直すとして申しましたが、少し意図的に教育指導をしていかななくてはいけないのかなと、そのように考えているところです。

そして、ただ学習指導要領そのものがまだ変わっておりません。でも、間もなくかなと、28年度ぐらい、前倒しでというような話もございます。それまでは教科書そのものが変わらないわけです。ですから、副読本等を使う。あるいは、全国的には高等学校なんかでは、こういうのを先取りしまして、教育に新聞をという、NIE教育というのがございます。ああいったものを教材、資料として使うとか、それからそれぞれの県の、あるいは市町の選挙管理委員会、その方たちに来ていただいて云々とか、そういった動きもあるようでございます。ただ、今小学生は6年生といたしましたけど、これは小学生も中学生も学級活動、特別活動というのがございまして、ここは自治とまで言いませんけど、自主自発という活動をしております。ここには議長さんに当たられる何か、議長おってですね、子供たちの。そして、多数決とか、そういったものを学んでおります。それから、中学校では生徒会活動、このあたりの活動というのも、今回の改定を踏まえれば少し、今までもしっかりやってきたわけですが、より意図的にやっていく必要があるのかなと、それが教育基本法の14条第1項、これを捉え直

すという意味じゃないかなと思っております。

以上でございます。

○秀島和善議員

生涯学習課長にお尋ねしますけれども、先ほど小学校や中学校での教科書の使い方、また教育長からは副読本の活用にも触れられましたけれども、まず最初に選挙が来年夏、参議院選挙が間違いなく行われるという点では、若い世代の方たちにもっと政治に関心を持ってもらう、選挙に行こうということのキャッチフレーズを掲げながら、投票率を若い層に引き上げていくことが必要だと思いますけれども、生涯学習の分野でこのような側面を担う観点があるのではないかと思いますけれども、課長の考えを聞かせていただければ。

○松尾裕哉生涯学習課長

生涯学習の面から、選挙の推進についてということでございます。

今生涯学習の取り組みとしましては、成人式なりで選挙のチラシとか、そういうふうなものを配って選挙に行っていくような方策をとっておりますが、今の生涯学習の今現在の事業の内容につきましては、特に選挙関係に推進というような事業の内容はございません。それで、今から18歳に選挙権が引き下げられるということでございますので、私ども小・中学生の事業を、例えばおおどぼう大学とかおおどぼう倶楽部とか、そういう事業をしておりますので、そういうもろもろの事業の中で、そういう広報についてすることができれば、取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○秀島和善議員

学校教育課長にお尋ねしますけれども、新聞でも、またさきの前者の一般質問の中でも、この議場を使って、小学校で議会のあり方を、政治のあり方を学ぶということが本町の小学校でも行われたようですけれども、具体的にそのような取り組みを学校教育課として各11の小学校でやっっていこうとか、具体的に中学校で3校平等に実施しようと、そういう計画はなかったんでしょうか。

○小川豊年学校教育課長

先ほど前田議員の質問の中でありましたけれども、ことし6月ぐらいだったですか、白石小学校から3年生が役場見学というようなことで役場に見学に参りました。そして、一応役場の庁舎内を見た後に、最後にこの議場で、町長にも出席をしてもらって、自分たちの思っていること、いろんな意見を町長にして、それに対して町長が答えるというような子ども議会といいますか、に似たような形をとったところでございます。恐らくこれこういう形をとったのは今回が初めてだと思いますけれども、私たちとしても非常にいいことだと思っております。今後ほかの学校にも広げていかれたらなということも考えております。また、3中学校ありますけれども、3中学校からの代

表を集めて子ども議会とか、そういう形でこの場をかりて、そういう子ども議会というような形でできたらなということも考えております。

以上です。

○秀島和善議員

きのうケーブルテレビを私見ておりましたら、武雄のほうで中学校の垣根を超えて、山内の中学校の生徒が議長になり、そして各中学校でそれぞれ取り組んでるテーマごとに質問をしたり、それに対して回答するという形で、いわゆる中学校の各学校ごとの垣根を超えて、1つのテーマで討論し合うというものがやってみました。なかなかすばらしい取り組みだなということで、私も最後まで見ましたけれども、先ほど学校教育課長も申されましたけれども、私は、小学校のときからこの議場を使いながら、小学校ごとの単位でも結構ですし、また学校の垣根を超えて、1つのテーマで討論し合うということの体験が、きっと18歳以上の選挙権を有効に活用するという点では立派な教育内容につながっていくと、政治的な教養を高めるといえるものになると思いますけれども、その点での提案、私申し上げておきたいと思いますので、教育課長、いかがでしょうか。

○小川豊年学校教育課長

今回の選挙年齢の引き下げということで、子供たちに主権者教育といいますか、それをしていく必要があると言われております。議員おっしゃいますように、武雄でもやっておりますし、私たちもぜひできればと思っておりますので、検討はしていきたいと思っております。

○秀島和善議員

今投票率が選挙のたびに下がるということが、全国の国政選挙でも地方の選挙でも日常茶飯事の状況になってきています。そういう中で、18歳以上の選挙権が来年夏から実施されるという点では、私は大いに期待もし、かつ先ほど町長初め各職員から今後の方向について述べられた点については、具体的に実施できるところ、例えばこの議場で子ども議会を行うこと、また学校の垣根を飛び超えて、1つのテーマでそれぞれが意見を出し合っていく、そういう場を大いにつくっていただきたいと、そのことを強調し、2項目めに移らせていただきます。

2項目めでは、小学生や中学生の不登校児童への働きかけについてどのように行われているのかということで、現状と対策を聞いております。

1として、佐賀県の小・中学生の不登校者数は、2014年度858人で、2年連続で増加しました。小学生は前年度に比べて21人増の152人、中学生は37人増の706人に上りました。白石町における小・中学生の不登校の実態はどのように推移しているのか、教育長に最初にお尋ねをいたします。また、現状と課題をどのように分析され、今後この問題をどう解決されようとしているのか、このことについても触れていただきたいと思っております。資料の要求もしておりましたので、この資料の説明も含めて、回答をお願いいたします。

○江口武好教育長

まず、推移と現状をということで、資料をもとに答弁をさせていただきたいと思います。

この資料の表を見ていただければと思います。あるいは、グラフも、緑が中学校、青が小学校でございます。この折れ線は、そのときに全部で小学校児童が何人おったのか、それに対して何名なのかという出現率をあらわしたものでございます。これで見ますと、中学校、緑のグラフ、一番棒グラフ高いのが平成22年度ということになります。そして、なおかつ出現率も非常に3.7ということで高いふうになっております。それから、小学校におきましては、一番多いのが平成24年度でございます。そして、同じく出現率も0.69ということで高いということになります。

この表、上の表をもとに、幾つか分析したものを説明をして、答弁とさせていただきたいと思います。

まず、これ平成17年度から平成26年度まで書いておりますけど、平成17年度は小・中学生2,682名おりました。2,682。そして、平成26年度、一番右が1,949、今は1,919名ですけど、かなりの子供たちが減少をしております。減少をしているのにこの不登校者数というのは、出現率じゃなくて、数は余り減ってないなというところが、これがまず大きな一つの課題でございます。

それから、もう一つです。この表には書いておりませんが、例えば平成21年度、見ていただきたいと思います。小学校の不登校者数というのが7、そして中学校は1つ下の28です。

ここに、全く子供が学校に来れないという数をずっと入れていって言いたいと思いますので、ちょっと申しわけないですけど、記入いただければと思います。

平成21年度は、小学校はゼロです。中学校が6です。それから、平成22年度は2、中学校9。23年度1、それから中学校6。24年度、小学校1、中学校9。25年度、小学校4、中学校が10。そして、26年度は小学校が1、中学校が6ということになります。

ということでいきますと、平成25年度は学校に全く来れないという子供たちが小学校、中学校とも非常に多かったわけでございます。これもこの数字も一つのデータになるのかなと、非常に大きな課題ということで、なるのかなと思っております。

それから、この中には書いておりませんが、不登校という子供を考えたときに、心、心因性のものと、それから怠情非行といった、いわゆるサボリと言っていいでしょうか、両方に分析されますけど、ややほとんどが心因性でございます。一部、怠情等の子供たちもいるということです。

そしてその次に、全国との比較をさせていただきたいと思います。先ほど議員質問事項の中に、県の数値を申されたわけですけど、これ全国と、それから白石町で比較して申したいと思います。

まず、人数は、そこを見ますと、25年度と26年度を比較していただくと、小学校は増減ございません。6、6です。中学校はマイナス1と振っております。ただ、全国的には全体的な人数というのは、かなり県もふえております。だから、白石町はちょ

っと多い中でもふえてはいないということでもあります。

人数に対する出現率です。小学校で、国は、これ平成26年度です、0.39%、そして県が0.32%、そして白石町は、そこに書いておりますように、0.47%と、非常に小学校はまだ多いということです。中学校です。国が2.76%、県が2.64%、町が2.79%、これは数年前は中学校、白石町は非常に出現率が高うございましたけど、これがやっとなぜかゼロではないですけど、下がってきたのかなと思っております。

以上が推移と現状ということでの答弁でございます。

以上です。

○秀島和善議員

昨今の新聞やテレビなどでの報道で、事件に巻き込まれる子供が多くなってきています。そしてまた、子供と言われる層の中での殺人も発生してきております。私は、不登校もそういう要因も大いに絡んでいるところもあるのではないかと思いますけれども、まず教育長にお尋ねしたいんですけども、この不登校児に対して、教育評論家の方がこのようにおっしゃってました。逃げる場所があるなら逃げていいよ。そんなに嫌なら学校に行かなくてもいいんだと、そういう言い方で、不登校の子供に無理やり学校へ行かせるということを家族からしないようにしていこうということで、逃げていいんだという言葉を出してくださいということを教育評論家の方がアドバイスをされておりました。教育長自身、この不登校についての考え方、いわゆるどういう人間像を捉えられているのかお尋ねしたいと思います。

○江口武好教育長

学校に来れない、足を運べない、いろんなパターンが、今現在子供たちがどうも不登校傾向とかなんとかというのは、町内で35名おります。全部一人一人違います、原因が。でも、少なくとも町の教育委員会あるいは学校がすべきことは、顔をとにかかく確認しなさいということをおっしゃっております。（「顔」と呼ぶ者あり）はい。必ず、1日来なかつたら、何で来てないのかということのを管理職なり養護の先生なりが連絡をして、そして誰から連絡もらったのかということのをそこを確認しております。そして、もうそれが3日ぐらい顔が確認できなかつたら、これはもう大事であると、1週間になったらもうアウトということ、そのくらいのあれで、ですから今全国各地でいろんな事件が起こっておりますけど、そういうことで不登校傾向の子供の中に、もちろんそれも含めておりますけど、そういう形で何か今やっているというところなんです。

それから、学校に来ないでいいとか云々とかというのがございますけど、本質は子供たちは社会性を身につけるということで、学校に来てほしいわけです。でも、何か学校に行きなさいと登校刺激を与えていけない、与えていい子、いろんなパターンがございまして、ですから、白石町でやってるのは、学校に来れないなら、まず部屋から居間に出なさいと、出られるようにしようと。居間に出られたら、学校に直には行かないくても、適応教室ですか、コンフォート「あい」云々、そういった形を今はとっているわけです。ですから、今どっかで図書館に来てもいいよとか、何かいろんな全国的にありますけど、とにかくトータルで長い目で、中学校までじゃなくて、もっと長

い目を見たときに、そういった選択肢もあるのかなと思います。でも、基本は一緒に社会性を身につけてほしいと、それが基本でございます。

以上です。

○秀島和善議員

私も、そういう子供たちを抱える家族の方たちの悩み、またお父さん、お母さん、またおじいちゃんやおばあちゃんの苦しみも、身近に見たり聞いたりすることがあります。ぜひ現在町内で35人の子供たちが不登校であるということにおいて、まず今教育長おっしゃいましたけれども、顔を見ると。3日顔を見なかったら、そこはもう黄色信号が出てるということで、即座に対応をするということは大変重要なことであると思います。引き続き、そういう観点で、子供たちに目配り気配り、そしてサポートをしっかりとやっていただきたいということを重ねてお願いをし、次の項目に移らせていただきます。

次の項目では、学童保育所の充実と指導員の待遇改善についてお尋ねをしております。

町長や担当課長に答弁をお願いをいたしますけれども、まず1点目に、一年一年共働きがふえておりますけれども、共働きやひとり親家庭の小学生が毎日利用する生活の場である学童保育所、大変重要になってきています。全国学童保育連絡協議会の調査によると、これは調査は2015年度5月1日現在ですけれども、学童保育所数は3,445カ所増の何と2万5,541カ所になりました。入所児童数は8万3,894人増加して、初めて100万人を超えています。101万7,429人と。学童保育所数、入所児童数ともに、これまでになく増加傾向にあります。

さて、白石町における学童保育所数や児童数の現状と課題は、現在どこにあるとお考えになってらっしゃるのか。このことについては、資料の要求もしておりましたので、この資料の説明も含めて、担当課長よりお願いを申し上げます。

○井崎直樹保健福祉課長

まず、資料のほうの御説明からさせていただきたいと思います。

まず、平成27年度学童保育の参加申し込み状況というのをつけてると思います。各小学校ごと、8小学校全てに学童保育を設けております。参加申し込み状況としましては、ごらんのとおりになっております。

また、下段に書いておりますのが、支援員、平成26年までは指導員という言い方でしたが、27年度から支援員という言い方になっておりますので、支援員ということで書かせていただいております。御了承ください。

本町における学童保育の児童数ですけれども、26年度では延べでいきますと、福富小で494人、白石小で416人、六角小で256人、須古小で152人、北明小で256人、東小で429人、西小で220人、南小で180人、延べ合計しますと2,438人、月平均では203.17人の利用がっております。26年度までは、小学校1年生から3年生までを対象といたしております。

また、長期休暇における学童保育は、26年度におきましては8小学校中7カ所で実

施しております。六角小と須古小を合同で六角小で実施しております。それ以外は各学校ごとに実施しております。平成27年度におきましては、長期休暇における学童保育は8小学校全てでそれぞれで実施しております。また、対象学年をことし6年生まで引き上げております。それで、先ほど表のほう申し上げましたけども、今現在6年生で来ている学童はありません。ゼロになっております。5年生で1人とかという数字が入ってると思います。それは個々にごらんいただければと思っております。

現状と課題ということですが、課題として今担当で検討させていただいておりますのが、保護者からの要望として、現在行っている学童保育が午後6時までということですが、この時間延長をしてほしいという要望がございます。例えば、午後7時まで延長するとしますと、まず学童保育に従事されてる支援員さん方の対応が可能なのか。対応が無理な場合は、新たな支援員さんの追加といったところも確保できるかといったところが検討課題となっております。このような点について検討して、できるだけ保護者の皆様の要望に応えられるように検討してるところです。

以上です。

○秀島和善議員

課長より説明をいただきましたけれども、ちょっと聞き漏らした点が幾つかありましたので、改めてお聞きします。

土曜日の学童保育所ということで、六角と須古の合同で行ってるということで受けとめていいんでしょうか。

○井崎直樹保健福祉課長

今申し上げました合同といいますのは、長期休暇の場合です。通常は8小学校で行っております。

以上です。

○秀島和善議員

春休み、夏休み、冬休みなど、長期の休暇のときに各8つの小学校で実施しているということですね。

この六角と須古が合同ですというのは、どういうふうに理解すればいいんでしょうか。

○井崎直樹保健福祉課長

平成26年度におきましては、申し込みが少なかったというのが一つの原因です。27年度におきましては、それぞれの学校での申し込みがありましたので、それぞれの学校ごとに学童保育を開催したということで、御理解いただきたいと思います。

○秀島和善議員

わかりました。

先ほど担当課長から、お父さんやお母さんから要望として出されているということ

で、現在が6時まで子供を預かるというふうにしてるけれども、7時まで預かってもらえないかということですが、この点では、現場の課長としてアンケートなり、また今後の学童保育全般にわたっての要望を聞く、家庭の状況などを捉えるということで、アンケート活動など、実施された状況はあるのでしょうか。また、その7時まで延長していくことについては前向きに検討なされてるのでしょうか。

○井崎直樹保健福祉課長

具体的なアンケートというのとはっておりません。ただ、例えば7時と申し上げましたけども、6時では少し早いという御意見が多いというお話を伺ってるということです。毎日保護者の方迎えに来られますので、それなりに不備な点、こうなったらいいなという御意見はくみ上げて、こちらのほうに上がってきた段階で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○秀島和善議員

テレビで、こういう学童もあるんだなということで、武雄に夜の10時まで預かるという学童保育所の宣伝をケーブルテレビでしておりました。そこはスイミングなども取り入れながら、子供の預かりを実施してるようですけれども、大変人気が高まっている声も伺っています。私は、何も今すぐに10時までなどということは考えもしませんが、時間延長については、現在現状として全国の働く人たちがサービス残業はふえてる。また、働く時間が本当ならば減少しなくてはいけないのに、ふえているということの実態も受けとめた上で、この7時まで延長してほしいという声には応えていくべきではないかと考えますけれども、課長としてはどのようにお考えでしょうか。

○井崎直樹保健福祉課長

午後7時というのは例えばのお話でございまして、7時限定ではございません。ただ、保育園の状況を見ておきますと、一番多い時間が6時半ぐらいまでの送迎が一番多いです、白石町では。ですから、通勤から帰られる途中に迎えに来られるといった場合があるのではなかろうかと思っております。当然時間の延長につきましては、指導員の方々のその従事する時間、これも延びるということになります。今来ていただいている指導員の皆様が、全て時間延長に応えていただけるものかという、ここが課題になると思いますので、いましばらく内部のほうで検討させていただきたいということで、検討中でございます。

以上です。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねいたします。

今度4月からは、子ども・子育て支援新制度により、学童保育の国の制度と市町村の施策が大きく変わりました。一つの例として、6年生まで受け入れができるようになったということも一つでしょうけれども、この子ども・子育て支援新制度によって、

これまでの制度とこれからの制度のあり方について幾つか変わった点がありますので、その点について担当課長にお尋ねを申し上げます。

○井崎直樹保健福祉課長

非常に申しわけございません。今その支援法の改正部分の資料を手元に持ち合わせておりません。ただ、変わっていく部分について、町もそれに合わせて変えていくべきところは変えていきたいというふうに考えております。具体的なお答えできませんので、申しわけございません。

○秀島和善議員

6年生まで学童保育所で受け入れるということについては、全ての8つの小学校で、学童保育所の内容を伝えるようなニュースとか、また学童保育を希望する希望届、そういうものを全生徒に案内をされているのか、それとも学校のほうから何か学童保育所についての説明などされる機会があるのか、その点はどのようにされてるのでしょうか。

○井崎直樹保健福祉課長

学童保育の申し込みにつきましては、新1年生については間違いなく説明会を行っております。ただ、ことし4月からの6年生につきましては、全児童への通知をしたかということをやっと確認をしております。申しわけございません。

○秀島和善議員

現在いらっしゃるお父さんやお母さん方の中では、学童保育所があることは知っている方がほとんどだと思うんですけども、この新支援制度で6年生まで学童保育所で受け入れることが可能になったということまでは知られない親御さんも多いのではないかと思いますので、担当課より、学童保育所が6年生まで来ることができるんだよと。そして、夕方、子供たちが勉強したり、子供たちの1年生も含めて縦の集団で楽しく遊んでいる、体を五感を使って文化的な活動もしていることなど伝えていく。そういうところをきちんと担当部局より全保護者に知らせていくことが必要ではないかと思っておりますけれども、課長、いかがでしょうか。

○井崎直樹保健福祉課長

ことしから始まりました6年生までの学童につきまして、26年度3月終わりまでの間にどういった周知をしたかというのをやっと私が今把握をしております。申しわけございません。ただ、広報等はしたと思っておりますが、確認していません。申しわけございません。

○秀島和善議員

ぜひ4年生、5年生、6年生を持つ子供のお父さんやお母さん方に、学童保育の存在、またやっける楽しい内容、また一日体験ということなども実施しながら、子供た

ちの放課後の生活を豊かに、そして安心して過ごせるような企画と、その啓発をしっかりとやっていただきたいことをお願いし、次の項目に移らせていただきます。

2点目にお尋ねしたい点は、障がいを持つ児童や発達障がい児への対策としてどのような保育や環境を整えることなどを今日までなされてきたのか、これまでの具体的な中で、障がいを持つ子供、発達障がい児への対策として、これまでどういうふうに学童保育所で対策としてなされたのか、その現状をお尋ねしたいと思います。

○井崎直樹保健福祉課長

学童保育における支援員の対応ということでお答えさせていただきます。

まず、支援員に対し、障がいの有無については、特に支援員の対応で事前に情報が必要とする場合を除き、詳細な情報提供はいたしておりません。あくまで個人情報になります。それで、ただ新1年生入られる場合には、保護者から子供の状況とか、あるいは保育園での行動等についての情報交換、元気なお子さんですよというお話はしております。手帳をお持ちの場合は、支援員の加算配置というのが補助でできますので行っております。ただ、子供さんの様子を見て、支援員の増員が必要だといった場合には、町のほうで増員させていただいております。

あと、支援員への研修会ということで、26年度におきましては、気になる児童の対応についてというふうな内容で、嬉野特別支援学校の先生を呼びまして、研修会の実施をいたしております。

以上です。

○秀島和善議員

担当課長から3の内容についても答弁をいただきましたけれども、3点目に、安心・安全な学童保育をつくることとあわせて、もう一つ大切なこととして、楽しい学童保育が求められています。そのために、指導員への学習、研修の充実と身分保障が私は大切だと思うんです。その対策はどのようになされてきたのかお尋ねを申し上げたいと思います。

嬉野の研修会のことは先ほど触れていただきましたけれども、それ以外に具体的に、子供たちに伝承遊び、昔町長初め職員の皆さんが、異年齢で縦の集団の中で遊んだ経験いっぱい持ってらっしゃると思います。鬼ごっこはもちろん、かくれんぼ、缶蹴り、また竹馬をつくったり、そういう遊びの中で五感をしっかりと高めていくということが学童保育の役割の一つでもあります。そういう点で、この指導員がそういう感性を持ち合わせる体験を持っているということが非常にその必要性があると思いますけれども、どのような研修や学習会をなされてきたのか。また、身分保障として、学童保育所の指導員の賃金は時給が1,000円ということで、当初から変わらないと思いますけれども、この点についての方向性について検討されている内容があれば紹介をしてください。

○井崎直樹保健福祉課長

まず、身分保障ということですが、本町の支援員は、雇用期間を1年とし、資格要

件も特に設けてはおりません。賃金について、1時間1,000円ということですが、これにつきましては県内で一番高い時間外手当を支払わせていただいております。タイムレコーダーにより勤務時間を管理いたしまして、5分単位で1カ月の時間を集計し、賃金の支給をしております。

研修会については、先ほどちょっと申し上げましたけども、26年度、支援員の研修会は合計7回に参加いただいております。内訳としましては、佐賀県放課後児童クラブ主催の研修会が4回、全国学童保育連絡協議会に1回、それと町の研修会が2回、先ほど申しましたのは町の研修会になります。

ことし8月6日、県のくらし環境本部のほうから、副課長、担当者の2名で本庁に来庁いただきました。これは、学童保育における意見交換ということで、来庁いただいております。まず、担当の町のこども未来係の学童保育担当と約1時間意見交換を行いまして、その後六角小の学童保育を訪問され、支援員との意見交換もしていただいております。このときに本町から要望いたしましたこととしまして、おっしゃるとおり、資料の、最後の資料ですが、勤務年数表というのがついてると思います。学童保育の勤続年数、長い方いらっしゃいますが、若い方もいらっしゃいます。新しい支援員の方もおられますので、支援員の資質向上と申しますか、また限られた回数ですと、一度に支援員参加というわけにはまいりません。日常、学童保育しておりますので、機会をふやしていただきたいという要望と、それから基本的な内容、それから接し方、あるいは遊び方、新しい遊び方とかですね、また発達障がいと思われるお子さんへの接し方を年間を通して開催してほしいと要望いたしまして、県も実施していきたいと回答をいただいております。

以上です。

○秀島和善議員

佐賀県の担当課とのやりとり、今課長より説明をいただきましたけれども、ぜひ伝承遊びや子供とのかかわりや、また発達障がいを持つ子供たちへの対応、また私は佐賀県で一番高いと、1時間1,000円という時間給ですけども、大変一番佐賀県で県内ではトップだという点は誇りに思いますけれども、職員としては、働いてる中で10年、15年、長い方で20年、学童保育の指導員をやっている方がこれから出るような学童の指導員体制、身分保障を続けていくためにも、私は時間給の引き上げも必要ではないかと思っておりますけれども、この点については町長のお考えを聞かせていただけませんか。

○田島健一町長

指導員さんの待遇改善というところで、給料のこともさることながら、子供たちに情操教育、学校の勉強ばかりじゃなくて、いろんなことを教えていただく、いろんな知識、知見を持った方がなっただけだと。それにはやっぱり研修を、それは優秀で、研修を受講していただくというのがいいのかなというふうに思います。そういうことで、先ほど課長が答弁いたしましたけども、県にも要望してるということでございますので、これを私からも積極的に要求をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○秀島和善議員

ぜひ町長からも、学童保育の指導員が安心して、そして誇りを持って、これから白石町を担う子供たちを育てていくという観点に立った指導員の育成に向けて、努力をしていただきたいと思います。そのことを強く求めて、次の4項目めに移らせていただきます。

大きく4と5については、関連するところがあります。とりわけ現在国会や、また県議会の特別委員会でも論議されてる内容ですけれども、私は最初に申し上げたいことは、これから進めていく日本のあり方がどうあるべきかということで、国、また県で論議をされている内容ですけれども、一地方自治体が考え方をしっかり持って、それぞれの創造性ある町政づくり、またまちづくりを進めていくことが、これからの日本の国政を進めていくことにしっかりとつながっていくという観点で、まず4点目について最初にお尋ね申し上げます。

集団的自衛権行使のための安保関連法案を私は廃案を求めることを求めます。きょうの佐賀新聞には、18日にも参議院で採決かということが大きく見出しで出ておりましたけれども、安倍政権は閣議決定した集団的自衛権行使の具体化のため、既存の海外派兵法と有事法制の10本をまとめて改定する平和安全法制整備法と自衛隊を他国軍の戦闘支援に派兵する新法、国際平和支援法を参議院で審議を続けています。

この国会の論戦の中で明らかになった点は3つあります。第1に、後方支援という日本独自の特殊概念で自衛隊を派遣し、結局は戦闘地域で武力を行使することにつながっているということが第1です。2点目に、停戦合意が前提と言いながら、アフガンやイラクに見られるように、戦闘に巻き込まれかねない支援活動を行うことにもつながります。3点目に、国連決議の有無にかかわらず、アメリカの先制攻撃による侵略戦争に自衛隊が加担することにつながっていくと、大きく3点が特徴として衆議院や参議院の予算委員会や特別委員会で明らかになっている点であります。国民の世論を見ても、マスコミ各社の世論調査でも、今の国会にこだわらずに時間をかけて審議すべきだ、あるいは廃案にすべきだという声が8割を超えています。安倍首相が、日本は法治国家、民主国家というのが本心なら、かかる状況を真摯に受けとめて、憲法違反の安保関連法案は、私は撤回すべきであり、廃案にすべきであると考えますが、この法案についての町長の現在の認識をお尋ねしたいと思います。

○田島健一町長

安保関連法案の是非についての御質問でございますけれども、ことしは戦後70年という節目の年でもあったか、8月15日前後のいろいろなメディアを通じたさきの戦争に関する特集やドラマが流されておりました。私は、このこれらの報道に触れるたびに、つくづく平和のとうとさを痛感したところであります。私は、戦後に生まれた世代であります。戦争がもたらすあのような悲惨な結果を体験したくありませんし、子孫にも経験させたくありません。これからも平和な日本が続いていくことが、何にも増して大切なことであろうと考えております。今参議院では安全保障法案の是非につい

て議論されてるところでございますが、良識の府である参議院においては、国民各方面からの意見を十分に反映され、審議を尽くされることを期待しておりまして、私からはこれ以上のことは申し上げられません。

以上でございます。

○秀島和善議員

町長が先ほど答弁をしていただきましたけれども、私自身ももちろん戦争を知る世代でありませんが、私は現在母と一緒に暮らしております。89歳になりますけれども、母は台湾の生まれで、自分の親戚、兄弟などを頼って、佐賀で女学校などに通っていましたが、長期の休暇のときに台湾に帰る船の中で、アメリカの潜水艦が近寄ってきているということで、もういよいよ自分の人生も自分の命もこれで終わりなのかなというふうに思ったということを常々何度も何度も話をしてくれます。私は、町長がおっしゃるように、戦争は絶対やってはいけない。そして、人と人が殺し合うのではなく、人と人が国同士武器を持って戦い合うものではなく、外交の力で戦争がこの地球上から一つでも二つでもなくなっていくように、そしてそれには核兵器を廃絶することが一番必要ではないかということを強調し、次の最後の項目に移らせていただきます。

5項目では、私は昨年12月議会でも町長に尋ねた点でありますけれども、改めてお尋ねを申し上げます。

戦争の地ならしのための佐賀空港へのオスプレイ配備は反対するべきではないかと。このことは昨年12月も同様の内容で町長にお尋ねをいたしましたけれども、今回も考え方は変わりません。佐賀空港へのオスプレイの配備、自衛隊の配備について、参議院予算委員会で日本共産党の仁比聡平議員が質問しましたが、その中で、地元との公害防止協定も知らずに佐賀空港の自衛隊利用を県知事に要請したことは民主主義の否定として、計画撤回を求めました。また、オスプレイ配備によって自衛隊の専守防衛の役割が変わって、日本版海兵隊として紛争地域に真っ先に出撃する舞台になることも明らかになりました。民間空港として、中国、韓国などとの交流や県内観光の空港としての発展が求められている中、オスプレイと自衛隊の配備に反対する立場を明らかにするべきではありませんか。

このことについての町長の認識をお尋ねしたいと思いますけれども、まず大きく情勢が変わっているのは、何といたっても佐賀県のトップがかわったことです。山口県知事は白石町の出身でありますけれども、町長も後援会長として現在活動をなさっておりますけれども、このオスプレイの配備に伴う情勢で、県知事がかわったという点では、何回かの新聞やテレビの報道で山口県知事は、まず県民の生活の安全・安心をしっかり守っていくんだと。そしてもう一点、反対や賛成の意見もしっかり聞いていくんだと。そして、調査をしながら結論を出すんだということを強調してらっしゃいます。その点で、町長の考え方はもし12月と、時間も過ぎておりますので、先ほど申したように、県知事がかわりました。ぜひそこは山口県知事に対して、きっぱりオスプレイ配備はやめていただいて、佐賀国際空港としての価値観を全世界にアピールすると。そして、東アジアの人々が、佐賀はよかばいと、白石はよかばいとということで、

観光に恵まれる地域として、さらに発展することが必要ではないかと思っておりますけれども、町長の認識を伺いたいと思っております。

○田島健一町長

オスプレイ配備に反対すべきじゃないかという知事の意向も踏まえたところでの話でございましたけれども、去る6月9日にも、山口知事は佐賀空港の滑走路を2,500メートルに延長することを検討したいとの考えを明らかにされました。これは、国際化が進んでいく中で、佐賀をもっと世界にということでございますので、そういった意味合いもあって、国際空港化を目指しているものというふうに思います。そういった10年先を見越しての空港の将来、香港であるとか台湾だけでなく、東南アジアまで視野に入れた国際化を推進するというようなことでございます。そういったことで、この佐賀空港が九州のゲートウェイ空港として地域の活性化に結びつけていきたいという考えでございますので、私としてもこれは大変喜ばしいことだというふうに思っております。私も、今現在の佐賀空港の建設にも若干かかわったということもあって、大きくなるということはいいなという思いでございます。

また、現在オスプレイの配備については、県知事としては県民の安全を第一との考えのようでございます。私も、このオスプレイの配備について、いいよとか悪いよということじゃなくて、県民の安全は確保できるのか、そしてみんなの意見はどうかという、そこら辺を踏まえての最終決断を知事はされるだろうというふうに思いますし、私も全く同感でございます。

以上でございます。

○秀島和善議員

町長より、山口知事が県民の生活を第一に、そして観光化の佐賀県をアピールすると、そして何よりも平和で安心できる暮らしづくりに全力を挙げると、そういう山口県知事であるというにおっしゃいましたけれども、それであるならば、なおさらのこと町長より、このオスプレイが配備されたらますます軍事化を強めていくことにつながりますので、重ねてそのような事態にならないように進言をしていただきたいことを申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○白武 悟議長

最後に、保健福祉課長から学童保育の6年生までになったことの広報について回答したい旨が出ておりますので。

○井崎直樹保健福祉課長

秀島議員の質問で曖昧な答弁をしておりました。申しわけございません。

12月広報誌に、学童保育の入所受け付け開始という掲載をいたしております。また、ケーブルテレビを使用しました行政放送での案内、それと学校校長会に周知という3つで周知を行っております。

以上です。

○白武 悟議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすも一般質問となっております。

本日はこれにて散会をいたします。

15時10分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年9月9日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 西 山 清 則

署 名 議 員 岩 永 英 毅

事 務 局 長 吉 岡 正 博